# 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

2025年9月25日

日本たばこ産業株式会社

# 吸収分割に係る事前開示書類(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 寺畠 正道

日本たばこ産業株式会社(以下「分割会社」といいます。)及び塩野義製薬株式会社(以下「承継会社」といいます。)は、2025年9月25日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年12月1日として、分割会社がその営む医薬事業(以下「本承継対象事業」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号)

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、金 5,396,796,605 円に本調整額(別紙1の吸収分割契約書において定義されます。)を加算して算出される金額を交付します。本吸収分割において、分割会社が受領する金銭について、分割会社及び承継会社は、本承継対象事業の過去及び将来の業績動向、今後の事業の成長性等を踏まえ事業価値を算出し、両者協議のうえ決定しました。分割会社は、本吸収分割に際して、算定機関から算定書は取得しておりません。なお、分割会社は、分割会社及び承継会社の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有していない森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

- 5. 承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)
  - (1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等(同号イ)

別紙2に記載のとおりです。

(2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 (同号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)
  - ① 承継会社の完全子会社間の吸収分割 2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、承継会社の完全子会社である株式会社 UMN ファーマを吸収分割会社とし、承継会社の完全子会社であるシオノギファーマ株式会社(以下「シオノギファーマ」といいます。)を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本完全子会社吸収分割」といいます。)を行いました。本完全子会社吸収分割により、株式会社 UMN ファーマののれんや無形資産などの一部資産はシオノギファーマに承継されますが、本完全子会社吸収分割が承継会社の連結業績に与える影響は軽微です。
  - ② 配当予想の修正(増配) 承継会社は、2025年4月24日に開催された承継会社取締役会において、2025年 3月期の期末配当予想を1株当たり33円に修正いたしました。
  - ③ 承継会社による鳥居薬品の非公開化及び鳥居薬品株式の売却 承継会社は、分割会社との間で2025年5月7日付で公開買付けに係る合意書を 締結し、当該契約に基づき、承継会社は、鳥居薬品株式会社(以下「鳥居薬品」 といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいま す。)を実施し、その結果、2025年6月25日をもって、鳥居薬品の普通株式 10,977,091株を1株当たり6,350円(総額69,704,527,850円)で取得しました。 また、当該契約に基づき、鳥居薬品による2025年9月1日を効力発生日とする 株式併合が実施され、当該株式併合によって生ずる端数については承継会社が 会社法に基づき裁判所の許可を得て買い取る予定です。さらに、当該契約に基づ き、分割会社は、2025年9月1日に、株式併合の効力発生後に保有する鳥居薬 品株式の全部を鳥居薬品に対して70.341,718,400円で売却しました。
  - ④ Akros Pharma Inc.に係る株式譲渡契約の締結 承継会社の完全子会社である Shionogi Inc.は、2025 年 5 月 7 日付で、分割会社 の完全子会社である JT America Inc.との間で、JT America Inc.の完全子会社であ る Akros Pharma Inc.の株式の譲渡に関して、株式譲渡契約を締結しました。 Shionogi Inc.は、当該株式譲渡契約に基づき、2025 年 11 月 30 日(米国東部標準 時)に、JT America Inc.が保有する Akros Pharma Inc.の株式の全てを 24 百万米ド ルで JT America Inc.から譲り受ける予定です。
  - ⑤ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 承継会社は、2025 年 6 月 18 日に開催された承継会社取締役会の決議に基づき、 譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいま す。)を行いました。その概要は以下のとおりです。

(1)	処分期日	2025年7月17日
(2)	処分する株式の種類及び数	承継会社普通株式 200,400株

(3)	処分価額	1株につき2,496.5円	
(4)	処分総額	500,298,600円	
(5)	処分先及びその人数並びに	取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)2名 58,500株	
(2)	処分株式の数	執行役員(取締役兼任者は除く) 15名 101,700株 組織長 55名 40,200株	
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による 臨時報告書を提出しております。	

- 6. 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その 他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5 号イ)
  - ① 新規劣後特約付ローンによる資金調達及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済の実施 分割会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友 銀行及び三井住友信託銀行株式会社を貸付人として劣後特約付ローンにより 2025 年 1 月 31 日に総額 1,000 億円の資金調達を実行し、かかる資金により、 2020 年 1 月 31 日に実行済みの劣後特約付ローン 1000 億円の期限前弁済を実施 しました。
  - ② カナダ子会社に対する訴訟の和解及び訴訟損失引当金の計上 カナダ・ケベック州における分割会社の現地子会社である JTI-Macdonald Corp. を被告に含む、Rothmans, Benson & Hedges Inc.及び Imperial Tobacco Canada Limited の計3社に対する喫煙と健康に係る訴訟の調停手続について、現地時間 2025年3月6日、オンタリオ州上位裁判所が再生計画案を承認する旨の決定を 下し、和解しました。当該和解に伴い、分割会社グループは、2024年12月期決 算数値において、修正後発事象として、訴訟損失引当金3,756億円を2024年度 の営業費用として計上しました。
  - ③ 分割会社海外子会社からの配当金受領 分割会社海外子会社である JT International Holding B.V.は、2025 年 3 月 24 日開 催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社は JT International Holding B.V.から 2025 年 3 月 26 日に 11 億米ドルの配当金を受領しました。
  - ④ 第 18 回社債及び第 19 回社債 (一般担保付) の発行 分割会社は、第 18 回社債及び第 19 回社債 (一般担保付) を発行しました。その 概要は以下のとおりです。

社債の名称	第18回一般担保付社債	第19回一般担保付社債
発行総額	500億円	200億円
年限	5年	10年
償還期日	2030年4月10日	2035年4月10日
利率	年1.293%	年1.781%
各社債の金額	1億円	

払込金額	各社債の金額100円につき金100円
払込期日	2025年4月10日
償還方法	満期一括償還。ただし、発行後の買入消却を可能としている。
募集の方法	一般募集
担保	日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保
引受金融商品 取引業者	みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、 SMBC日興証券株式会社を主幹事、野村證券株式会社、大和証券株式 会社を幹事とする引受団
社債管理者	株式会社みずほ銀行
取得格付	株式会社格付投資情報センター: AA 株式会社日本格付研究所: AA+
資金の使途	有利子負債の返済に充当

⑤ 分割会社及び分割会社海外子会社による普通社債の発行 分割会社及び分割会社海外子会社である JT International Financial Services B.V.は、 普通社債を発行しました。その概要は以下のとおりです。

# (分割会社による発行)

社債の名称	2028年満期 米ドル建普通社債	2030年満期 米ドル建普通社債	2035年満期 米ドル建普通社債
発行総額	8億米ドル	9億米ドル	8億米ドル
年限	3.1年	5.2年	10.2年
償還期日	2028年5月15日	2030年6月15日	2035年6月15日
利率	年4.85%	年5.25%	年5.85%
払込金額	額面金額の99.864%	額面金額の99.869%	額面金額の99.724%
払込期日	2025年4月15日		
募集の方法		る海外市場における募集。ただし、 機関投資家に対してのみ行われ、米 非米国人に対してのみ行われる。	
担保	日本たばこ産業株式会社法に基づい	く一般担保	
上場市場 ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF			
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社: A2 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社: A+		
資金使途	有利子負債の返済に充当		

# (JT International Financial Services B.V.による発行)

社債の名称	2035年満期 ユーロ建普通社債
発行総額	5.5億ユーロ

年限	10.2年
償還期日	2035年6月17日
利率	年4.125%
払込金額	額面金額の 99.426%
払込期日	2025年4月17日
募集の方法	欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。ただし、1933年米 国証券法のレギュレーションSに従い非米国人に対してのみ行われる。
保証人	分割会社
発行プログラム	ユーロ MTN プログラム
上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社: A2 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社: A+
資金使途	有利子負債の返済に充当

# ⑥ 承継会社による鳥居薬品の非公開化及び鳥居薬品株式の売却

分割会社は、承継会社との間で 2025 年 5 月 7 日付で公開買付けに係る合意書を締結し、当該契約に基づき、承継会社は、鳥居薬品の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、2025 年 6 月 25 日をもって、鳥居薬品の普通株式 10,977,091 株を 1 株当たり 6,350 円(総額69,704,527,850 円)で取得しました。また、当該契約に基づき、鳥居薬品による2025 年 9 月 1 日を効力発生日とする株式併合が実施され、当該株式併合によって生ずる端数については承継会社が会社法に基づき裁判所の許可を得て買い取る予定です。さらに、当該契約に基づき、分割会社は、2025 年 9 月 1 日に、株式併合の効力発生後に保有する鳥居薬品株式の全部を鳥居薬品に対して70,341,718,400 円で売却しました。

# (7) Akros Pharma Inc.に係る株式譲渡契約の締結

分割会社の完全子会社である JT America Inc.は、2025 年 5 月 7 日付で、承継会社の完全子会社である Shionogi Inc.との間で、JT America Inc.の完全子会社である Akros Pharma Inc.の株式の譲渡に関して、株式譲渡契約を締結しました。 JT America Inc.は、当該株式譲渡契約に基づき、2025 年 11 月 30 日(米国東部標準時)に、JT America Inc.が保有する Akros Pharma Inc.の株式の全てを 24 百万米ドルで Shionogi Inc.に譲渡する予定です。

⑧ 分割会社海外子会社からの配当金受領 分割会社海外子会社である JT International Holding B.V.は、2025 年 6 月 23 日開催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社は JT International Holding B.V.から 2025 年 6 月 25 日に約 5.6 億米ドルの配当金を受領しました。

⑨ 剰余金の配当(増配)及び配当予想の修正 分割会社は、2025年7月31日に開催された分割会社取締役会において、2025年6月30日を基準日とする中間配当について、1株当たり配当金を104円(配当金総額184,641百万円)、効力発生日を2025年9月1日とする剰余金の配当(増配)につき決議するとともに、2025年12月期の期末配当予想を104円に修正しました。

- ⑩ 分割会社海外子会社からの配当金受領 分割会社海外子会社である JT International Holding B.V.は、2025 年 8 月 22 日開 催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社は JT International Holding B.V.から 2025 年 8 月 26 日に 10 億米ドルの配当金を受領しました。
- ① 分割会社海外子会社による外貨建ハイブリッド社債の発行並びに外貨建ハイブリッド社債の買入 分割会社海外子会社である JT International Financial Services B.V.は、2055 年満期ユーロ建劣後特約付社債(利子繰延条項付)(以下、「本新規ハイブリッド社債」といいます。)の海外市場における発行、並びに、2081 年満期ユーロ建劣後特約付社債(利子繰延条項付)(以下、「本既往ハイブリッド社債」といいます。)について買入(以下、「本買入」といいます。)のオファーを実施しました。その概要は以下のとおりです。

# (本新規ハイブリッド社債の概要)

発行総額	5億ユーロ
償還期日	2055年9月4日 ただし、2031年3月4日(当該日を含む)までの3ヶ月間及びその後の各 利払日に、JTIFSの裁量で元本金額により繰上償還可能。その他一定の 場合にも繰上償還を可能とする規定がある。
当初利率	年3.870%※1
利息支払いに関 する条項	10年間を上限に、利息支払の任意繰延が可能
払込金額	額面金額の 99.994%
払込期日	2025年9月4日
募集の方法	一定の制限の下、欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。 ただし、1933年米国証券法のレギュレーションSに従い非米国人に対し てのみ行われる。
保証人	分割会社による劣後保証(以下、「本劣後保証)といいます。)
発行プログラム	ユーロ MTN プログラム
上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社:A3 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社:A- 株式会社格付投資情報センター:A+
格付機関による 資本性評価	ムーディーズ・ジャパン株式会社:バスケットM S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社:中資本性- 株式会社格付投資情報センター:クラス3・資本性50
資金使途	本既往ハイブリッド社債の買入を含む一般事業目的資金
借換制限	契約上の定めなし※2
優先順位	本新規ハイブリッド社債は、発行会社の清算手続等において、発行会社の一般の債務に劣後し、本新規ハイブリッド社債と同順位の又は同順位であると表明された債務と同順位として扱われ、本新規ハイブリッド社債に劣後する又は劣後すると表明された債務(本既往ハイブリッド社債を含む)、優先株式及び普通株式に優先する。 本劣後保証債務は、当社の清算手続等において、当社の一般の債務に劣後し、本劣後保証債務と同順位の又は同順位であると表明された債務と同順位として扱われ、本劣後保証債務に劣後するまたは劣後すると表明された債務、優先株式及び普通株式に優先する。

※1 2031年3月4日までの固定利率であり、以降は5年毎にリセットされる固定利

率となる。また、2036年3月4日に25bps、2051年3月4日に更に75bpsの利率のステップアップが発生する。

- ※2 借換制限については、契約上の定めはないものの、本新規ハイブリッド社債を期限前償還する場合、当社及びJTIFS は、法的または契約上の義務を負うことなく、期限前償還日(当該日を含む)までの12ヶ月以内に、普通株式または本新規ハイブリッド社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から認定された資金調達により本新規ハイブリッド社債を借り換えることを意図している。その際、期限前償還が可能となる時点において、2025年6月末と比較して調整連結自己資本\*の金額が本ハイブリッド社債による調達金額以上増加しており、かつ、調整連結自己資本比率\*\*が同水準以上である場合は、当該資金調達を見送る可能性がある。
  - \* 調整連結自己資本:保証人である当社の連結財務諸表の「資本合計」から「その他の資本構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した額
  - \*\*調整連結自己資本比率:上記調整連結自己資本を保証人である当社の連結財務諸表の「負債及び資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した額で除した値

# (本買入の結果)

銘柄	受理した元本金額	買入価格	決済日
2081年満期ユーロ建劣後特約付 社債(利払繰延条項付)	132,443,000ユーロ	99.875%	2025年9月4日

# (対象社債の残高)

銘柄	初回コール期間	残高
2081年満期ユーロ建劣後特約付 社債(利払繰延条項付)	2026年1月7日~ 2026年4月7日	367,557,000ユーロ

- 7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務(分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)
  - (1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2024年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額、本吸収分割によって分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の分割会社の収益及びキャッシュフローの見込額等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務(分割会社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みについて

承継会社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額、本吸収分割によって承継会社が分割会社から承継する予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の承継会社の収益及びキャッシュフローの見込額等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(添付のとおり)



# 吸収分割契約書

塩野義製薬株式会社(以下「**承継会社**」という。)及び日本たばこ産業株式会社(以下「**分割会社**」という。)は、分割会社の医薬事業(以下「**本承継対象事業**」という。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「**本吸収分割**」という。)に関し、2025 年 9 月 25 日(以下「**本契約締結日**」という。)付で、以下のとおり吸収分割契約(以下「**本契約**」という。)を締結する。

#### 第1条(吸収分割)

分割会社は、本契約の定めに従い、本効力発生日(第6条において定義する。以下同じ。)をもって、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条記載の権利 義務を承継会社に承継させ、承継会社は分割会社からこれを承継する。

# 第2条(当事者の商号及び本店所在地)

本吸収分割に係る承継会社(吸収分割承継会社)及び分割会社(吸収分割会社)の商号 及び本店所在地は、以下のとおりである。

- (1) 吸収分割承継会社(承継会社)
  - (商号) 塩野義製薬株式会社
  - (住所) 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
- (2) 吸収分割会社(分割会社)
  - (商号) 日本たばこ産業株式会社
  - (住所) 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

#### 第3条(承継対象権利義務)

- 1. 本吸収分割に際し、分割会社から承継会社に承継される権利義務(以下「**承継対象権 利義務**」という。)は、**別添**「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2. 承継会社は、分割会社から承継会社に承継される分割会社の債務を、全て免責的に引き受ける。
- 3. 承継会社は、本条第1項に定めるほか、本吸収分割に際して、分割会社から、資産、 債務(本効力発生日より前に生じた事由に起因又は関連して発生する債務を含む。)、 雇用契約その他の権利義務を一切承継しない。

#### 第4条(分割対価)

- 1. 本吸収分割の対価は、金 5,396,796,605 円(以下「**当初分割対価**」という。)に本調整額を加算して算出される金額(以下「**本分割対価**」という。)とする。
- 2. 本契約において、「**本調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。但 し、当該金額の絶対値が 100 万円以下の場合には、零とする。

本調整額=運転資本調整額-純有利子負債調整額

3. 本契約において、「**運転資本調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をい う。

運転資本調整額=クロージング日運転資本額-基準運転資本額 上記算式において使用される以下の用語は、本契約において以下に定める意味を有す る。

- (1)「**クロージング日運転資本額**」とは、本吸収分割効力発生時点の本承継対象事業に 係る運転資本の額をいう。
- (2) 「基準運転資本額」とは、金4,274,519,000 円をいう。
- 4. 本契約において、「**純有利子負債調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。

純有利子負債調整額=クロージング日純有利子負債額-基準純有利子負債額 上記算式において使用される以下の用語は、本契約において以下に定める意味を有す る。

- (1) 「**クロージング日純有利子負債額**」とは、本吸収分割効力発生時点の本承継対象事業に係る純有利子負債の額をいう。
- (2)「基準純有利子負債額」とは、金9,612,590,000円をいう。

# 第5条 (承継会社の資本金及び準備金の額)

承継会社は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

# 第6条(効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2025 年 12 月 1 日とする。但し、本吸収分割の準備手続の進行に応じ必要があるときは、本契約当事者間で別途合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

# 第7条(分割承認決議)

- 1. 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主 総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
- 2. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主 総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

# 第8条(本契約の変更又は解除)

承継会社及び分割会社は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、本 吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目 的の達成が困難となった場合には合意により、本契約の内容を変更し又は本契約を終了す ることができる。

# 第9条(本吸収分割の効力)

本吸収分割は、日本たばこ産業株式会社法第8条に基づく財務大臣の認可が得られることを条件として、その効力を生ずる。

# 第10条(準拠法及び合意管轄)

- 1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
- 2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 第11条(誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣 旨に従い、承継会社及び分割会社は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

[以下余白]

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、承継会社及び分割会社はそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025年9月25日

承継会社:大阪市中央区道修町3丁目1番8号

塩野義製薬株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、承継会社及び分割会社はそれぞれ記名押印の 上、各自 1 通を保有する。

2025年9月25日

分割会社:東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 寺畠 正道

# 承継権利義務明細表

分割会社が本承継対象事業に関して有する以下の資産、負債及び契約その他の権利義務 を承継対象権利義務とする。

# 1. 資産

本承継対象事業のみに関して分割会社が有する一切の資産(次に掲げるものを含む。)

- (1) 生命誌研究館の建物(建物付属設備を含む。)
- (2) 高槻の土地 (大阪府高槻市紫町 35番 及び 35番-1)
- (3) 横浜の土地(神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 13番2)

# 2. 知的財産

本承継対象事業のみに関して分割会社が有する一切の知的財産

# 3. 負債

本承継対象事業に係る分割会社の負債(本承継対象事業に関する偶発債務、潜在債務、損害賠償債務又は簿外債務を含む。)

#### 4. 承継対象契約(雇用契約以外)

本承継対象事業のみに関する一切の契約(下記 5.に掲げる雇用契約等及び次に掲げる契約を除く。)に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

- (1) 分割会社及び株式会社 JT ビジネスコムの間の 2017 年 3 月 31 日付「JT ビジネスコム間接業務サービス基本契約書」(その後の変更・追加を含む。)
- (2) 分割会社及び株式会社 JT ビジネスコムの間の 2017 年 3 月 31 日付「財務業務サービス契約書」(その後の変更・追加を含む。)
- (3) 分割会社及び Gilead Sciences, Inc.の間の 2022 年 11 月 14 日付「Confidential Release Agreement」(その後の変更・追加を含む。)
- (4) 分割会社及びジェイティプラントサービス株式会社の間の 2017 年 12 月 29 日付 「業務委託基本契約書」(その後の変更・追加を含む。)
- (5) 分割会社及び株式会社ジェイティクリエイティブサービスの間の 2019 年 4 月 26 日付「業務委託基本契約書」(その後の変更・追加を含む。)
- (6) 分割会社及び株式会社ジェイティクリエイティブサービスの間の 2020 年 4 月 30 日付「業務委託基本契約書」(その後の変更・追加を含む。)

# 5. 雇用契約等

- (1) 本承継対象事業に主として従事する従業員(有期雇用社員(シニアパートナー)、嘱託社員及び内定者を含む。但し、スタッフ職又はマネジメント職に格付けされる従業員は、労働契約承継法に基づき異議を申し出た者に限る。また、従業員番号 56003、58593、62804 及び 65852 を除く。)との間の一切の雇用契約に関する契約上の地位及びかかる契約に基づき発生する一切の権利義務(退職給付債務を含む。)
- (2) 本承継対象事業に主として従事する派遣社員に係る派遣会社との間の契約に係る 契約上の地位及びかかる契約に基づき発生する一切の権利義務
- (3) 次に掲げる契約(その後の変更・追加を含む。)に係る契約上の地位及びかかる 契約に基づき発生する一切の権利義務
  - 分割会社及び Akros Pharma Inc. (以下「Akros」という。) の間の 2000 年 4 月1日付「出向協定」
  - ・ 分割会社及び Akros の間の 2022 年 4 月 29 日付「日本たばこ産業株式会社から Akros Pharma Inc.への出向社員の労働条件に関する覚書」
  - ・ 分割会社及び鳥居薬品株式会社(以下「**鳥居薬品**」という。)の間の 1998 年 12月14日付「日本たばこ産業株式会社社員の鳥居薬品株式会社への出向に 関する協定書」
  - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 2017 年 1 月 1 日付「出向社員の勤務条件等に 関する覚書 |
  - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 1999 年 3 月 26 日付「鳥居薬品株式会社社員 の日本たばこ産業株式会社への出向に関する協定書」
  - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 2025 年 5 月 2 日付「出向社員の勤務条件等に 関する覚書」

### 6. 許認可等

本承継対象事業に関する製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第 14 条第 1 項に基づく製造販売承認

以上

# 別紙 2 (吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

# 第 160 期 連 結 計 算 書 類

2024年4月1日から2025年3月31日まで

大阪市中央区道修町3丁目1番8号 塩野義製薬株式会社 代表取締役会長兼社長 CEO 手代 木功

# 連結財政状態計算書(2025年3月31日現在)

科目	金額	(ご参考) 前 期 金 額	科目	金額	(ご参考) 前 期 金 額
			資 本		
非流動資産			資 本 金	21,279	21,279
	445 440	444506	資 本 剰 余 金	17,845	14,242
有 形 固 定 資 産	115,412	114,586	自 己 株 式	△65,855	△137,889
o h h	15,748	15,287	利 益 剰 余 金	1,115,729	1,065,913
無形資産	143,652	117,621	その他の資本の構成要素	272,924	271,778
店 田 <b>佐</b> 恣 莊			親会社の所有者に帰属する持分	1,361,924	1,235,325
使用権資産	19,395	9,440		572	17,236
投資不動産	27,722	27,768	資本合計	1,362,497	1,252,562
その他の金融資産	299,799	292,321	負 債		
编 江 珆 <b>今</b> 姿 尭	12244	12 526	非流動負債		
繰延税金資産	13,244	13,526	リース負債	18,418	8,753
その他の非流動資産	41,869	42,158	その他の金融負債	8,258	7,649
非流動資産合計	676,844	632,712	退職給付に係る負債	8,018	7,994
流 動 資 産			繰 延 税 金 負 債	4,401	4,360
100 kg \\			その他の非流動負債	4,363	1,691
棚 卸 資 産	65,477	64,916	非流動負債合計	43,459	30,448
営 業 債 権	120 552	122.020	流動負債		
	120,553	122,830	リース負債	3,464	2,867
その他の金融資産	270,024	215,761	営 業 債 務	13,579	14,808
	270,024	213,701	その他の金融負債	18,091	31,118
その他の流動資産	27,653	22,607	未払法人所得税	22,399	20,844
			その他の流動負債	71,857	64,267
現金及び現金同等物	374,795	358,090	流動負債合計	129,392	133,907
流動資産合計	858,504	784,205	負 債 合 計	172,852	164,355
資 産 合 計 	1,535,349	1,416,918	資本及び負債合計	1,535,349	1,416,918

# 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科	目	金額	(ご 参 考) 前 期 金 額
売 上 収	益	438,268	410,073
ライセンス移管に伴うれ	可益	_	25,008
売 上 原	価	△63,826	△57,602
売 上 総	利 益	374,441	377,479
販売費及び一般管理	費	△101,873	△99,651
研 究 開 発	費	△108,612	△102,640
製品に係る無形資産償却	印費	△4,178	△3,728
その他の収	益	528	6,194
その他の費	用	△3,702	△24,342
営業	利 益	156,603	153,310
金融収	益	53,174	51,674
金融費	用	△9,027	△6,701
税 引 前	利 益	200,750	198,283
法 人 所 得 税 費	用	△31,215	△37,708
当 期	利 益	169,534	160,575
当期利益の帰	属。	170 425	162.020
親会社の	所 有 者	170,435	162,030
非 支 配		△900	△1,455
当期利	益	169,534	160,575

# 連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	資 本 金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	21,279	14,242	△137,889	1,065,913	271,778	1,235,325	17,236	1,252,562
当期利益				170,435		170,435	△900	169,534
税引後その他の包括利益合計					826	826	930	1,757
当期包括利益	_	_	_	170,435	826	171,262	30	171,292
自己株式の取得			△10			△10		△10
自己株式の処分		△44	494			449		449
自己株式の消却		△71,550	71,550			_		_
配当金				△48,709		△48,709	△98	△48,807
支配継続子会社に対する持分変動		3,607				3,607	△16,596	△12,989
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				△319	319	_		_
利益剰余金から資本剰余金への振替		71,590		△71,590		_		_
当 期 末 残 高	21,279	17,845	△65,855	1,115,729	272,924	1,361,924	572	1,362,497

# 連結注記表

#### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準(以下「IFRS会計基準」という)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

41計

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ株式会社、シオノギヘルスケア株式会社、Shionogi Inc.、Shionogi B.V.、

塩野義(香港)商業有限公司、塩野義有限公司

(注) 平安塩野義(中国) 有限公司は、2025年4月1日をもって、塩野義有限公司に社名を変更しております。

(新規)株式取得による増加1 社(除外)清算による減少2 社合併による減少1 社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した共同支配企業の数 2 社 持分法を適用した関連会社企業の数 2 社 (新規) 株式取得による増加 1 社

#### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 金融商品の評価基準及び評価方法
- ① 非デリバティブ金融資産
  - (i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権を発生日に認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー が特定の日に生じる。

また、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融 資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業 モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー が特定の日に生じる。

上記のいずれにも該当しない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、売買目的で保有するものを除く資本性金融商品については、資本性金融商品ごとに、当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することが認められております。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。

また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

#### (ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しております。必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得または損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失(または戻し入れ)及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しております。

#### (iii) 減損

償却原価で測定する金融資産及び負債性金融資産のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、毎期、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、次の金額を貸倒引当金として認識しております。

(a) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合 12ヵ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。

貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、 その戻入額を純損益に認識しております。

#### (iv) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

#### ② 非デリバティブ金融負債

#### (i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融 負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初 認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

#### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のように測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、「金融収益」または「金融費用」として純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。 これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測 定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

ただし、当社グループは、一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

#### ④ 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価には原材料、直接労務及びその他直接費用ならびに関連する製造間接費が含まれており、原価の算定にあたっては、総平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

#### (3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用が含まれております。 土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2~60年
- ・機械装置及び運搬具 2~17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

#### (4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公 正価値で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識 しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長 さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用とし て認識しております。

製品及び技術の導入契約や企業結合に伴い取得した製品や研究開発にかかる権利のうち、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものは、仕掛研究開発資産として「製品に係る無形資産」に含めて計上しています。

取得した仕掛研究開発資産に関する支出は、当社グループに将来の経済的便益をもたらすことが期待され、かつ、識別可能である場合にのみ資産として計上しており、これには第三者に支払われた契約一時金及び目標達成時のマイルストン支払が含まれています。

耐用年数が確定できる無形資産は、各資産の耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・製品に係る無形資産 8~15年
- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。 ただし、未だ使用可能ではない無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をしておりません。

#### (5) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時までに借手に移転する場合または使用権 資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には原資産の耐用年数 の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時 のいずれか早い方まで行っております。

- (6) 投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法 有形固定資産に準じております。
- (7) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。 のれんは償却しておりません。

#### (8) 非金融資産の減損

非金融資産(棚卸資産及び繰延税金資産を除く)については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施します。

のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年一定の時期 に減損テストを実施しています。さらに、減損の兆候がある場合は、その都度減損テストを行っています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該 資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、差額を減損損失として純損益で認識しています。

のれん以外の減損損失については、過年度に減損損失を認識した資産または資金生成単位については、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しています。戻入の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行っています。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しています。のれんの減損損失については、戻入を行っていません。

#### (9) 従業員給付

① 退職後給付

#### (i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額または現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

#### (ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

#### ② 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用は、それらを支払う法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる金額を負債として認識しております。

#### (10) 収益の計 ト基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(または充足するに応じて)収益を認識する。

また、独立した履行義務であるライセンスを供与する約束については、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に以下のいずれを提供するものなのかを考慮して、ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定しております。

①ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利

②ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する当社グループの 知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、 一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理しております。 ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利を提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一時点で充足される履行義務として会計処理しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点または発生するにつれて認識しております。

- ①その後の売上または使用が発生する。
- ②売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足 (または部分的に充足) されている。

#### (11) 外貨換算

#### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益 を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額について は、その他の包括利益として認識しております。

#### ② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純 損益に振り替えております。

#### (12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 非金融資産の減損

連結財政状態計算書において、有形固定資産115,412百万円、のれん15,748百万円、無形資産143,652百万円を計上しております。これらの資産の減損テストにおける回収可能価額の算定において、事業計画における売上予測及び割引率、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性等において仮定を設定しています。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

#### 2. Tetra Therapeutics. Inc.の企業結合から識別した無形資産の評価

脆弱X症候群治療薬として第Ⅱ/Ⅲ相試験段階にあるzatolmilastについては連結財政状態計算書において無 形資産として11.892百万円を計上しております。

仕掛研究開発資産として計上された無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、規制当局からの販売承認を得て、使用可能な状態になるまで償却をせず、減損の兆候がある場合にはその都度及び減損の兆候の有無に関わらず毎年減損テストを実施しております。脆弱X症候群治療薬に係るzatolmilastの減損テストを実施するにあたり、仕掛研究開発資産の回収可能価額を処分費用控除後の公正価値により測定しております。公正価値は超過収益法により算定しており、重要な仮定は、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性、上市後の販売予測の構成要素である想定薬価、マーケットシェアを加味した想定患者数及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、追加で減損損失を計上する可能性があります。

#### 3. 非上場株式 (ViiV Healthcare Ltd.) の公正価値測定

連結財政状態計算書において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、抗HIV薬の開発、製造及び販売を行う非上場企業であるViiV Healthcare Ltd. (以下「ViiV社」という)の株式を229,993百万円計上しております。ViiV社株式の公正価値は、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを利用する評価技法によって算定しております。公正価値測定における重要な仮定は、各製品のピークセールス及び割引率であります。これらのうちピークセールスは、競合製品の販売動向及び会社の開発や販売戦略の影響を受け、割引率は、市場金利やその他の市場環境の影響を受け、総資産及び資本に影響を与える可能性があります。

#### (連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 822百万円 その他の金融資産 35百万円

2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 192,556百万円 投資不動産の減価償却累計額 804百万円

3. 保証債務

下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。

ペプチスター株式会社

9,000百万円

- (注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新 基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。
  - 2. 当社グループ以外の2社と連帯保証を行っております。

### (連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益の主な内訳

	金額
減損損失戻入	217
その他	311
合計	528

<sup>(</sup>注) 「減損損失戻入」は、過年度減損損失を計上した販売権を他社に譲渡したことにより戻入を計上したものであります。

# 2. その他の費用の主な内訳

(単位:百万円) 金額 特別退職金 860 持分法による投資損失 768 固定資産除却損 629 寄付金 503 減損損失 471 訴訟関連費用 208 その他 260 合計 3,702

<sup>(</sup>注) 1. 「特別退職金」は、子会社への転籍制度に係るものであります。

<sup>2. 「</sup>減損損失」は、主に販売許諾契約の解消に伴うものであります。

#### (連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	307,386,165	593,088,130	10,842,100	889,632,195
合計	307,386,165	593,088,130	10,842,100	889,632,195
自己株式 普通株式	23,894,588	25,967,189	10,917,000	38,944,777
合計	23,894,588	25,967,189	10,917,000	38,944,777

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
  - 2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加593.088.130株は、株式分割によるものであります。
  - 3. 普通株式の発行済株式の株式数の減少10.842.100株は、自己株式の消却によるものであります。
  - 4. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,967,189株は、株式分割による増加25,961,756株、単元未満株式の買取による増加2,908株、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加2,525株によるものであります
  - 5. 普通株式の自己株式の株式数の減少10,917,000株は、自己株式の消却による減少10,842,100株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少74,100株、新株予約権行使による減少800株によるものであります。

#### 2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日定時株主総会	普通株式	24,351百万円	85円	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	24,357百万円	85円	2024年9月30日	2024年12月2日

- (注) 2024年6月20日定時株主総会及び2024年10月28日取締役会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る 三井住友信託銀行株式会社の信託(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式に対する配当金 255百万円がそれぞれ含まれております。
  - 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	28,369百万円	利益剰余金	33円	2025年3月31日	2025年6月19日

(注) 2025年6月18日定時株主総会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式に対する配当金297百万円が含まれております。当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割後の配当金の額を記載しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数新株予約権

	塩野義製薬株式会社	塩野義製薬株式会社	塩野義製薬株式会社	塩野義製薬株式会社
	2011年度新株予約権	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権	2014年度新株予約権
発行決議の日	2011年	2012年	2013年	2014年
	6月24日	6月27日	6月26日	6月25日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,800株	76,500株	41,100株	50,100株

	塩野義製薬株式会社	塩野義製薬株式会社	塩野義製薬株式会社
	2015年度新株予約権	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
発行決議の日	2015年	2016年	2017年
	6月24日	6月23日	6月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	30,300株	26,100株	29,100株

- (注) 1. 権利行使期間は到来しておりますが、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、以下のとおり 定めております。
  - ① 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日 (10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
  - ② 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である執行役員は、当社執行役員を退任した日または当社との雇用契約(定年後の再雇用に係る雇用契約を除く。)が終了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。 なお、新株予約権者の執行役員が新たに当社取締役に選任された場合は、取締役の退任時まで行使できないものといたします。
  - 2. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数は当該株式分割後の数値を記載しています。

#### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 財務トのリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク等)に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は自己 資金を利用しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後 述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内で定められた手順に従い、営業債権について、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程により、同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### (3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 市場リスク

#### ① 為替変動リスク

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務、予定取引及びグループ会社に対する貸付金及び借入金は、為替変動リスクに晒されております。当社は、外貨建ての営業債権債務等について、通貨別に把握した為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

# ② 市場価格の変動リスク

当社グループは、債券や取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、また、株式については保有状況を継続的に見直すことにより管理しております。

#### 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融商品		
債券 (非流動)	1,999	2,019

- (注) 債券(非流動) の公正価値は、主に取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。
- 3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項
  - (1) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり区分しております。

レベル1:活発な市場における無調整の相場価格により測定された公正価値

レベル2:レベル1に含まれる相場価格以外で、直接または間接的に観察可能な価格により測定された公

正価値

レベル3:観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

(単位:百万円)

				(半位・日/川 川
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
償却原価で測定する金融商品				
債券(非流動)	2,019	_	_	2,019
デリバティブ資産	_	_	1,256	1,256
出資金	_	_	7,261	7,261
その他	_	_	499	499
小計	_	_	9,017	9,017
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	40,278	_	244,305	284,583
その他	_	_	1,414	1,414
小計	40,278	_	245,719	285,998
合計	42,297	_	254,737	297,035
金融負債 純損益を通じて公正価値で測定 する金融負債				
デリバティブ負債	_	570	_	570
条件付対価	_	_	6,708	6,708
合計	_	570	6,708	7,278

- (注) 1. レベル1の金融資産には、上場株式等が含まれております。
  - 2. レベル2の金融負債は、為替予約取引等のデリバティブ金融負債であります。これらの公正価値は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
  - 3. レベル3の金融資産は、主として非上場株式及び出資金であります。これらの公正価値は、純資産価値に基づく評価技法、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法またはその他の評価技法を用いて算定しております。担当者が関連する社内規程に従い、または外部の評価専門家を利用し、リスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法を決定した上で公正価値を算定しております。また、公正価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能でないインプットを用いております。割引将来キャッシュ・フローに基づく公正価値の算定にあたっては、各製品のピークセールスの仮定を用いており、各製品のピークセールスが上昇(低下)した場合には公正価値が増加(減少)する関係にあります。なお、各製品のピークセールスが1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	各製品のピークセールス	
	+ 1 %	△1%
2025年3月31日残高	1,356	△1,550

また、 $8.4\%\sim8.5\%$ の加重平均資本コストを用いており、加重平均資本コストが上昇(低下)した場合には公正価値が減少(増加)する関係にあります。なお、加重平均資本コストが 1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

加重平均資本	トコスト
+ 1 %	△1%
 △4,844	5,037

- 4. 条件付対価は、研究開発の状況等に応じて支払うマイルストンであり、その公正価値は、当該研究開発が成功する可能性や 貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。重大な観察可能でないインプットである研究開発が成功する可能性が高くなった場合、公正価値は増加します。
- (2) レベル3に区分された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	公正価値で測定される金融商品
期首残高	251,794
利得及び損失の合計	
純損益 (注)1	△190
その他の包括利益	△4,004
購入	7,756
レベル3への振替 (注) 2	359
レベル3からの振替 (注) 3	△611
その他	△365
期末残高	254,737
当連結会計年度末に保有している資産について純損益に計上 した未実現損益の変動	△190

- (注) 1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
  - 2. 保有株式の非上場化による振替であります。
  - 3. 保有株式の関連会社化及び上場による振替であります。

### (投資不動産に関する注記)

- 1. 投資不動産の状況に関する事項 当社及び一部の子会社では、主に日本国内の各地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有 しております。
- 2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位:百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
27,722	46,121

- (注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
  - 2. 投資不動産の公正価値は、主として外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額(指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む)であります。

### (収益認識に関する注記)

1. 売上収益の内訳

(単位:百万円)

	金額
国内医療用医薬品の売上収益	98,762
輸出及び海外子会社の売上収益	59,084
製造受託の売上収益	17,254
一般用医薬品の売上収益	16,816
ロイヤリティー収入	244,669
その他の売上収益	1,680
	438,268

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結損益計算書の「売上収益」は、顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益であります。その他の源泉から認識した収益に重要性はありません。

当社グループの売上収益は、以下の内容から構成されております。国内医療用医薬品の売上収益には、日本国内における医療用医薬品の販売収入、コ・プロモーション契約に係る報酬が含まれております。輸出及び海外子会社の売上収益には、輸出取引による医療用医薬品等の販売収入、海外子会社での医療用医薬品等の販売収入及び医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。製造受託の売上収益には医薬品原薬の製造受託に係る収入が含まれております。一般用医薬品の売上収益には、当社ならびに国内子会社における一般用医薬品の販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。ロイヤリティー収入には、当社及び国内子会社における医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。その他の売上収益には、診断薬の販売収入及び国内子会社の売上収益等が含まれております。

日本国内及び海外における医療用医薬品及び一般用医薬品の販売においては、同一国内における販売については、契約上別途定めのない限り、顧客に製品が到着した時点、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね4ヵ月以内に受領しております。

なお、一部の取引においては、当社グループの製品の販売促進を目的として、関連する製品の販売数量等に基づき顧客にリベートを支払うことがあり、対価の額に変動性があります。変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり、取引価格を調整しております。しかし、顧客に支払うリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

また、当社グループが販売する製品には、顧客が返品権を有するものが含まれております。これらの製品については、返品見込額を予想返品率に基づいて算定し、売上収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上しております。また、当社グループが販売する製品は、その性質上、再販売等が困難であるため、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての資産は認識しておりません。

医薬品原薬の製造受託においては、原則として顧客に医薬品原薬が到着した時点で履行義務が充足されると 判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、 概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与においては、ライセンス契約の相手方に対して、当社グループの保有する特許権等の知的財産を使用する権利を付与しております。当社グループは、これらの契約で供与する知的財産に重大な影響を与える活動を行う予定はないため、履行義務は一時点で充足されると判断しております。ライセンス供与は、顧客にライセンスを供与した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。

ライセンス供与の対価は、主に、契約締結時に受領する契約金、研究開発の進捗や売上高等の所定の条件を満たした場合に受領するマイルストン及び関連する製品の売上高または販売数量等に基づく一定料率のロイヤリティーとして、それぞれ対価の受領要件を満たした後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与の対価のうち、マイルストンは、所定の条件を満たした場合に受領することができますが、 当該条件を満たすか否かは不確実であるため、当社グループが権利を得ると見込まれる対価の金額に変動性が あります。対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、権利を得ることとなる対価の金額を見積り、変動 対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が 非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めることとされております。マイルストン受領の条件は、ライセンス供 与後の顧客の判断や行動に依存しており、不確実性が長期間にわたり解消しないものであるため、不確実性が 解消される際に、収益の重大な戻入れが生じる可能性があります。そのため、所定の条件を満たした場合にマ イルストンを受領するライセンス供与取引においては、変動対価の見積りが制限されております。

ただし、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーは、その後の売上または使用が発生するか、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足(または部分的に充足)されているか、いずれかのうち遅い方が発生する時点でまたは発生するにつれて売上収益を計上しております。

なお、契約開始時において、当社グループの製品またはサービスを顧客に提供する時点と顧客が当該製品またはサービスに対して支払いを行う時点との間の期間が1年以内になると見込まれる場合には、重大な金融要素の影響を調整しないことを選択しております。

また、当社グループでは、製品保証もしくは類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。

#### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

契約残高は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	顧客との契約から生じた債権			契約負債
	受取手形	売掛金	合計	类利貝俱
2024年4月1日残高	257	122,656	122,913	471
2025年3月31日残高	209	120,891	121,101	1,435

当連結会計年度末において契約資産の残高はありません。

売上収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、394百万円であります。

当連結会計年度において、過年度に充足した履行義務に関して認識した売上収益は、248,238百万円であります。これは、ライセンスを供与した時点で履行義務を充足したライセンス契約に係る対価のうち、当連結会計年度において所定の条件が達成され、当社グループが受領することが確定したマイルストン及びロイヤリティーを売上収益として計上したものであります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (3) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産はありません。なお当社グループは、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の償却期間が1年以内である場合には、これらのコストを発生時に費用として認識することを選択しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分1,600円68銭基本的1株当たり当期利益200円36銭希薄化後1株当たり当期利益200円29銭

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益、希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

#### (重要な後発事象に関する注記)

(重要な会社分割)

2025年4月1日を効力発生日として、塩野義製薬株式会社(以下、当社)の完全子会社である株式会社 UMNファーマ(以下、UMNファーマ)を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるシオノギファーマ株式 会社(以下、シオノギファーマ)を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、本吸収分割)を行いました。

#### 1. 本吸収分割の目的

当社は中期経営計画STS2030 Revisionにて、ワクチン事業を感染症のトータルケアの一環として強化することを掲げ、本年度よりワクチン事業本部を新設し、研究開発から生産、販売までを一貫して統括することで、迅速かつ柔軟に、ワクチンの創製から供給に対応できる体制を整えました。このたび、ワクチン生産機能の強化および効率化を図ることを目的に、シオノギファーマがUMNファーマのワクチン生産機能を吸収分割により承継することといたしました。

2. 吸収分割する事業の内容、分割する資産及び負債の帳簿価額

事業内容バイオ医薬品の研究・開発・製造・販売分割資産3,698百万円分割負債102百万円

### 3. 本吸収分割の形態

当社の完全子会社であるUMNファーマを吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるシオノギファーマを吸収分割承継会社とする吸収分割。

### 4. 本吸収分割の時期

2025年4月1日

### 5. その他の重要な事項

本吸収分割による当事会社の名称、所在地、事業内容、資本金に変更はありません。本吸収分割により、 UMNファーマの生産機能はシオノギファーマに承継され、のれんや無形資産などの一部資産は当社に承継 されます。なお、UMNファーマは2025年3月31日にUMNファーマ臨時株主総会にて解散を決議し、同年 6月上旬に清算結了を予定しています。また、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

#### (吸収分割及び株式取得に関する合意書の締結、鳥居薬品株式会社に対する公開買付け)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社(以下、日本たばこ産業)の医薬事業(以下、JT医薬事業又は分割対象事業)を吸収分割(簡易吸収分割)により当社へ承継すること及び米国の当社グループ会社Shionogi Inc.によるAkros Pharma Inc. (日本たばこ産業の100%孫会社、本社:米国ニュージャージー州、以下、Akros)の発行済株式全部の取得に関する合意書を締結することを決議しました。また、当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、鳥居薬品株式会社(日本たばこ産業の子会社、以下、鳥居薬品)の株式全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、完全子会社とするための取引の一環として、公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、一連の取引において要する資金は、自己資金により賄うことを予定しております。

#### 1. 本吸収分割及び株式取得、公開買付けの目的

当社グループは、中期経営計画であるSTS2030 Revisionの取り組みの中で、「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」というビジョンの実現のために、JT医薬事業との協業に関しての検討を2024年初頭より進めてまいりました。検討の結果、当社グループによるJT医薬事業の取得、Akros及び鳥居薬品の完全子会社化は当該ビジョン実現のための意義が大きいと考えております。

#### 2. 吸収分割の概要

#### (1) 吸収分割の当事者の概要

1	吸収分割会社	日本たばこ産業株式会社
2	分割対象事業	医療用医薬品の研究開発事業
3	承継会社	塩野義製薬株式会社

#### (2) 吸収分割の日程

1	本合意書締結に係る取締役会決議日	2025年5月7日
2	本合意書締結日	2025年5月7日
3	吸収分割契約締結に係る取締役会決議日	2025年9月 (予定)
4	吸収分割契約締結日	2025年9月 (予定)
(5)	本吸収分割の効力発生日	2025年12月(予定)

#### (3) 取得価額

取得価額は5.397百万円。なお、取得価額は吸収分割契約締結日までに変動する可能性があります。

### (4) 承継されるJT医薬事業の資産、負債の項目及び金額 (2024年12月31日現在)

当社は、本吸収分割により、JT医薬事業に帰属する資産(ただし、鳥居薬品株式及びAkros株式は除く)、債務その他の権利義務のうち、本吸収分割契約において規定するものを承継いたします。

資産		É	負債
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	8,588百万円	流動負債	5,448百万円
固定資産	37,832百万円	固定負債	9,875百万円
合計	46,420百万円	合計	15,323百万円

<sup>※</sup>上記金額は、2024年12月末時点の貸借対照表を基準として算定しているため、実際に承継される金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

#### 3. 株式取得の概要

#### (1) 株式取得の当事者の概要

1	取得対象会社	Akros Pharma Inc.
2	事業内容	海外における臨床開発と共同研究・新規技術案件探索
3	資本金	1,000ドル
3	取得会社	Shionogi Inc.

#### (2) 株式取得の日程

1	本株式取得に関する取締役会決議日	2025年5月7日
2	株式譲渡契約締結	2025年5月7日
3	株式取得日(予定)	2025年11月30日(予定)

### (3) 取得予定の株式の数、取得価額

1	異動前の所有株式数	0 株 (議決権所有割合:0%)
2	取得株式数	普通株式 1,000株
3	取得価額	約23百万ドル
4	異動後の所有株式数 (予定)	普通株式 1,000株 (議決権所有割合:100%)

<sup>※</sup>取得価額は株式取得日までに変動する可能性があります。

#### 4. 公開買付けの概要

#### (1) 公開買付者

塩野義製薬株式会社

#### (2) 対象者の概要

-/ //12	8.白い城安			
1	名称	鳥居薬品株式会社		
2	所在地	東京都中央区日本橋本	本町三丁目4番1号	
3	代表者の役職・	代表取締役社長	丘藤 紳雅	
	氏名			
4	事業内容	医薬品の製造・販売		
(5)	資本金(2025年	5,190百万円		
	3月31日現在)			
6	設立年月日	1921年(大正10年)	11月1日	
7	大株主及び持株	日本たばこ産業株式会	会社	54.77%
	比率	日本マスタートラス	ト信託銀行株式会社(信託口)	5.15%
	(2024年12月	立花証券株式会社		3.20%
	31日現在)	株式会社日本カストラ	ディ銀行 (信託口)	2.50%
		CEPLUX- THE INDE	EPENDENT UCITS PLATFORM 2	
		(常任代理人シティル	バンク、エヌ・エイ東京支店)	1.60%
		東海東京証券株式会社	±	1.15%
		鳥居薬品従業員持株会		0.96%
		BNP PARIBAS LO	ONDON BRANCH FOR PRIME	
		BROKERAGE CLEA	RANCE ACC FOR THIRD PARTY	
		(常任代理人 香港_	上海銀行東京支店)	0.90%
		松井証券株式会社		0.88%
		re fund 107-clie	ENT AC	
		(常任代理人 シティ	ィバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.86%
8	公開買付者と対	資本関係	当社は、対象者株式1株(所有割合:	0.00%) を
	象者の関係		所有しております。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への	   該当事項はありません。	
		該当状況	欧コ尹州は切りよせ//00	

(注)「大株主及び持株比率」は、対象者が2025年3月27日に提出した第133期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された「大株主の状況」より引用しております。

### (3) 買付け等の期間

2025年5月8日 (木曜日) から2025年6月18日 (水曜日) まで

# (4) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金6,350円

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,712,351 (株)	3,342,000(株)	- (株)
合計	12,712,351 (株)	3,342,000(株)	- (株)

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

塩 野 製 薬 株 式 会 社 御 取締役会 中

# EY新日本 有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 北 晃一郎 池 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 濹 規 直 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2024年 4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政 状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定に 定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠 して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の 責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、 会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと 判断している。

### 強調事項

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載されているとおり、会社は2025年5月 7日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社の医薬事業を会社分割(簡易吸収分割) により会社へ承継すること及び会社の米国子会社Shi onogi Inc. による日本たばこ産業株式会 社の100%孫会社であるAkros Pharma Inc.の発行済株式全部の譲受に関する合意書を締結 すること、並びに日本たばこ産業株式会社の子会社である鳥居薬品株式会社の株式を公開買付 けにより取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれて

おらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により 定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により 作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

計算書類を作成し週上に表示するために関するである。 することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定に より定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する

責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

- 連結計算書類の監査における監査人の責任
  監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正文は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計するとにある。虚偽表示は、不正意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を・・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、正正文は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを説別し、言見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。・・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、対況に応じた適切な監査手続を立案し、実施する。とうに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査手続を立案人の判断による。お計計算書類の監査ののではないが、監査に関連する内部統制を検討する。
  ・ 連結計算書類の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか事象、又は状況に関して重要な不確実性が認められるがどうか結論付ける。継続企業の前提に直要な経営者によいであるが、手に関する重語が、会社計算書類の注記事項が適切であるが、将来の事象や状況により、生活計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査、と、対別により、金業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。・ 連結計算書類に対して除外事項付意見を表明でする。と、対別により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。。 連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内評価する。
  ・ 連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかをが評価する。
  - する

単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で

型程で設定した内部税制の重要な不備を占む監査工の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により

上 以

# 第 160 期 事 業 報 告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

大阪市中央区道修町3丁目1番8号 塩 野 義 製 薬 株 式 会 社 代表取締役会長兼社長 CEO 手 代 木 功

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

- 1. SHIONOGIグループの現況に関する事項
- (1) 事業の経過およびその成果

### 1 連結業績の概要

### ◆事業の状況 (IFRS)

2024年度連結指益の概要

		~~		· 1-702	•				
							2023年度	2024年度	前期比(%)
売	-	L	収		益*1	(億円)	4,351	4,383	0.7%増
営		業	禾	ij	益	(億円)	1,533	1,566	2.1%増
	ア	営	業	利	益*2	(億円)	1,704	1,584	7.1%減
税	引		前	利」	益	(億円)	1,983	2,008	1.2%増
親会社の所有者に帰属する当期利益 (作					期利益	(億円)	1,620	1,704	5.2%増
E	В		T	D	A **3	(億円)	1,887	1,793	5.0%減

- ※1 2023年度の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。
- ※2 コア営業利益:営業利益から非経常的な項目(減損損失、有形固定資産売却益等)を調整した利益
- ※3 Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization : コア営業利益に減価償却費を加えた利益

売上収益は4,383億円(前期比0.7%増)となりました。2023年度はADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金250億円が計上されていましたが、海外事業およびロイヤリティー収入の増加を中心に、各事業が伸展した結果、今年度の売上収益は前年度を上回り、3年連続で過去最高を更新することができました。

利益面につきまして、売上収益に占める製品構成の変化に伴う売上原価の増加に加え、主要な開発プロジェクトへの積極投資や為替の影響による研究開発費の増加、さらにはグローバル展開に伴う販売費及び一般管理費の増加などにより、費用は前年度に比べ増加しました。一方で、2023年度は特別早期退職プログラムの実施による一過的な費用が発生したこともあり、費用全体の増加幅は限定的となりました。これらの結果、各事業の伸展により売上収益が増加したことで、営業利益は1,566億円(同2.1%増)となりました。また、税引前利益につきましては2,008億円(同1.2%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては1,704億円(同5.2%増)、EBITDAにつきましては1,793億円(5.0%減)となりました。

当期は、グローバル展開や中長期の成長に向けた新規事業ならびに成長ドライバーに対する 積極投資を行いつつ、売上収益と営業利益について3年連続で過去最高業績を更新することが できました。

# ◆資産等の状況 (IFRS)

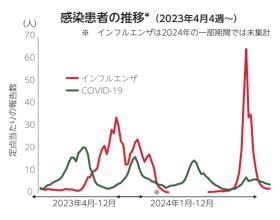
連結財政状態計算書項目

				2023年度末	2024年度末	前期比(%)
資	産	合	計 (億円)	14,169	15,353	8.4%増
資	本	合	計 (億円)	12,526	13,625	8.8%増
負	債	合	計 (億円)	1,644	1,729	5.2%増

### 2 国内事業

国内の医療用医薬品の売上収益は988億円(前期比34.6%減)となりました。これは、2023年度に計上されたADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金250億円の影響に加え、感染症薬の売上が減少したことが主な要因です。前年と比較して、COVID-19の流行が極めて低調に推移したことで、ゾコーバの売上は減少しました。一方で、COVID-19治療薬市場におけるゾコーバのシェアは、前年と比較して大きく拡大しました。また、インフルエンザ治療薬のゾフルーザについても高い市場シェアを獲得し、今冬のインフルエンザの流行拡大時には着実に売上を計上しました。

各製品はそれぞれの治療薬市場において、計画通りのシェアを獲得しており、今後も流行が拡大した際には安定して業績に貢献することが期待されます。今年度のCOVID-19関連製品およびインフルエンザ関連製品(ゾフルーザ、ラピアクタ)の売上収益の合計は518億円となりました。また、当期においては2024年12月より不眠症治療薬クービビックの販売を新たに開始しました。



\*出典:新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料|厚生労働省

# トピックス クービビックの販売開始 - 不眠症治療のアンメットニーズを満たす治療薬-

クービビックは、デュアルオレキシン受容体拮抗薬として、覚醒を促す神経ペプチド「オレキシン」の結合および活性を阻害することで、効果を発揮します。不眠症は、多くの患者さまが抱える深刻な悩みであり、既存の治療では十分に対応できないアンメットニーズが存在します。こうした背景のもと、クービビックは新たな治療選択肢として、多くの患者さまの不眠症の改善に貢献することが期待されます。

SHIONOGIは、2024年10月1日に発表したネクセラファーマジャパン株式会社との販売提携契約に基づき、日本国内における流通および販売活動を単独で担っております。今後も、不眠症に悩まれる患者さまのQOL向上への貢献を目指し、取り組みを進めてまいります。



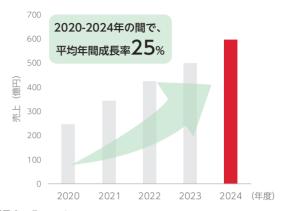
# 3 海外事業

海外事業における売上収益は591億円(前期比18.4% 増)となりました。

欧米市場ではセフィデロコル\*1の売上が好調に推移し、米国事業は234億円(同30.6%増)、欧州事業は168億円(同24.0%増)の売上収益となりました。セフィデロコルの成長の要因としては、既上市国における臨床エビデンスの蓄積による市場浸透が挙げられます。引き続き、セフィデロコルの販売国の拡大や既上市国でのさらなる浸透、サブスクリプション型償還モデル\*2の採用国の拡大を通じ、欧米事業の成長を促進してまいります。

中国における売上収益は87億円 (同18.3%減) と対前年で減収となりましたが、一方でセフィデロコルの承認申請の実施や、ナルデメジンのPhase 3試験での主要評価項目の達成など、新薬ビジネスへの転換に向けて着実に事業を進展させることができました。

### 海外子会社/輸出の売上収益



- ※1 日本の製品名:フェトロージャ、米国の製品名:Fetroja、欧州の製品名:Fetcroja
- ※2 抗菌薬の処方量と切り離し、国が開発企業に対して固定報酬を支払う代わりに、必要なときに抗菌薬を受け取ることができるモデル。

# トピックス 塩野義有限公司として事業を開始 -新たな体制で中国事業を展開-

中国平安グループとの提携は、同社の先進AI・デジタル技術と当社グループの創薬ノウハウを融合する目的で、2020年11月に中国でジョイントベンチャー(JV)を設立することで開始しました。

その後、近年の様々な環境変化に対応するための戦略見直しの結果、2024年12月にJVを解消して SHIONOGIがその全株式を取得し、100%子会社化することに決定いたしました。移行手続きは2025年3月 31日をもって完了し、4月1日より「塩野義有限公司」として、新たな体制での事業を開始しております。今後は新体制のもと、中国市場でのビジネスを単独で推進するとともに、新薬のセフィデロコルやナルデメジンの上市、さらにAI技術を活用した中国における創薬活動を展開することで、新薬ビジネスへの転換を加速させてまいります。

# SHIONOGI製品 (新薬) の上市 セフィデロコル (AMR:グラム陰性菌感染症) ナルデメジン (オピオイド誘発性便秘症) 申請済み 2025年度に承認取得予定 Phase 3にて主要評価項目を達成 2025年中に申請予定 エンシトレルビル (COVID-19) オロロフィム (侵襲性アスペルギルス症) 申請準備中 グローバルPhase 3実施中

# 中国での新薬の創薬

- AI・RWD\*1研究による創薬の継続
- ・独自に創出した新薬候補について 臨床試験を開始予定

候補化合物 (特発性肺線維症)

医師主導治験を準備中

\*1 RWD:リアルワールドデータ

# 4 連結業績 -ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入-

### ◆堅調なロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

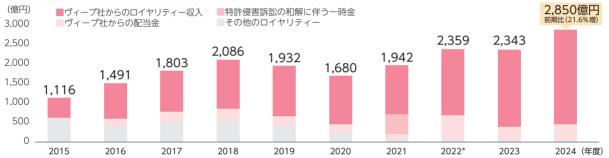
英国ヴィーブヘルスケア社(以下、ヴィーブ社)からのロイヤリティー収入は、 経口2剤合剤や長時間作用型製剤 (Long Acting製剤: LA製剤)の力強い成長に加え、為替の影響もあり、2,404億円(前期比22.8%増)となりました。また、その他のロイヤリティー収入は、43億円(同6.8%減)となりました。

ヴィーブ社からの配当金は、ヴィーブ社のビジネスが順調に進捗したことで、 403億円 (同18.8%増) となりました。

以上の結果から、当期のロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入の合計は、2,850億円(同21.6%増)となり、過去最高の金額を更新しました。

### ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入

(2018年度まではJGAAP\*、2019年度以降はIFRS)



\*2つの一過性の要因による配当金の増加 ①ヴィーブ社によるギリアド社への特許侵害訴訟の和解 ②2021年度第4四半期の配当金受領の期ずれ JGAAP: 日本会計基準

# トピックス LA製剤への期待 -HIVとともに生きる人々のアンメットニーズの解消-

LA製剤のHIV治療薬Cabenuvaおよび予防薬Apretudeは、HIVとともに生きる人々にとって重要なアンメットニーズを解消できることから、発売以降、順調に売上が伸長しています。リアルワールドエビデンスとして、 Cabenuvaを1年間使用した患者の99%が経口剤よりLA製剤を好むという結果が示されるなど、臨床における様々なエビデンスの観点からも、今後のさらなる浸透が期待されます。

### HIVとともに生きる人々のアンメットニーズ

### ヴィーブ社の販売するLA製剤 (2カ月に1回投与)

- 毎日の服薬の負担や不安を解消したい
- HIVを意識しない生活を送りたい
- 周囲に知られたくない
- 少ない薬で、安全にウイルスを抑えたい





### [Cabenuva]

: カボテグラビル+リルピビリン

・適応:HIV-1感染症の治療

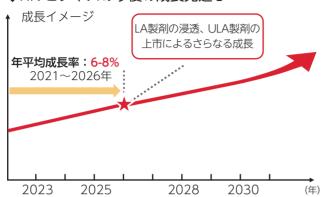
# [Apretude]

カボテグラビル

・適応:HIV感染症の予防

# トピックス HIVビジネスの中長期戦略:2030年Visionの実現に向けた堅調な進展

### ◆HIVビジネスの今後の成長見通し



SHIONOGIの収益の根幹となるHIVビジネスは、今後も力強く着実に成長すると想定しています。

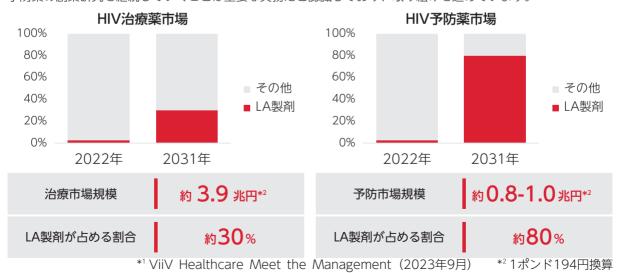
短期的な見通しとして、ヴィーブ社は、2026年までは、年平均成長率6-8%で売上が持続的に成長すると予想しています。この成長は、LA製剤のCabenuva、Apretude、経口2剤合剤のDovatoの売上の伸長によってけん引されることが期待されます。

中長期的な見通しとして、4カ月に1回、もしくは6カ月に1回投与の超長時間作用型製剤(Ultra Long Acting: ULA製剤)や自己投与製剤など、2026年以降の革新的な新製品の上市により、さらなる成長が見込まれています。

### ◆LA製剤(ULA製剤含む)の市場予想\*1

ヴィーブ社とSHIONOGIは、LA製剤のさらなる浸透やULA製剤および自己投与製剤の上市により、経口剤からLA製剤へのパラダイムシフトがさらに加速し、LA製剤のHIV市場に占める割合が拡大すると考えています。LA製剤の市場予想として、2031年時点で、HIV治療市場全体のうちLA製剤が占める割合は約30%、HIV予防市場では約80%まで拡大すると想定しています。

また、ヴィーブ社の取り組みと並行して、さらなるアンメットニーズの解消や将来のリスクへの備えとして、新たな耐性ウイルスへの対応も含めて、SHIONOGIが今後も積極的に経営資源を投下して、 HIV治療薬および 予防薬の創薬研究を継続していくことは重要な責務だと認識しており、取り組みを進めています。



# 5 研究開発 - 研究の進捗 -

当期は、COVID-19関連プロジェクトや注力プロジェクトを中心に積極的に研究開発活動を推進し、進展させました。

# ー研究プロジェクトの主な進捗ー

S-892216	COVID-19 治療および 曝露前予防	次世代3CLプロテアーゼ阻害剤で、COVID-19の治療および予防を目的として、長時間作用型製剤と経口剤の2種類の製剤で開発が進行中です。当期は長時間作用型製剤における曝露前予防の適応について、研究を進展させるとともに、米国BARDAから開発支援として、約585億円の助成金を受領する契約を締結しました。
S-268024	COVID-19 予防ワクチン (JN.1)	2024/2025シーズンの予防接種における推奨株であるJN.1系統に対応したCOVID-19予防ワクチンです。今後の推奨株に対応したワクチン開発に向け、研究を進展し、当期はPhase 3試験を開始しました。
S-567123 (ユニバーサル ワクチン)	COVID-19 予防ワクチン	単剤で幅広い変異に対して予防効果を発揮することが期待される次世代型ワクチンです。まずは、COVID-19に対するユニバーサルワクチンの開発を目指しており、当期は非臨床試験や治験薬製造に向けた検討を進展させました。
S-917091	抗HIV薬	インテグラーゼ阻害薬とは異なる作用機序の抗HIV薬候補です。インテグラーゼ阻害薬と併用することで、超長時間作用型(3ヵ月以上に1回投与)のHIV治療を可能とすることを目指し、当期は各種の研究を進展させました。
S-898270	認知症治療薬	学習記憶を始めとする認知機能を向上させることが期待される治療薬候補です。2025年度上期中のPhase 1開始を目指し、研究を進展させました。

# トピックス 細菌感染症に対する治療薬の研究開発拠点を米国に設立

SHIONOGIは、細菌感染症に対する治療薬の研究開発拠点であるShionogi Qpex Labを米国に設立しました。Shionogi Qpex Labは、複数のバイオテクノロジー企業や研究機関が集まる、米国サンディエゴにある多機能エリアに位置します。米国におけるBiotechの中心地の1つであるサンディエゴに抗菌薬の研究開発拠点を開設し、アカデミア、ベンチャー、研究機関や米国政府機関などとのグローバルパートナーシップの活性化につなげることで、抗菌薬の研究開発力の強化と製品パイプラインの拡充を目指します。



# 6 研究開発-開発の進捗-

# 一主な開発プロジェクトー

	1/ 1/ 1	
エンシトレルビル (ゾコーバ) *	COVID-19 経□抗ウイルス薬	COVID-19患者の同居家族または共同生活者を対象に実施した、グローバルPhase 3曝露後発症予防試験(SCORPIO-PEP試験)にて、主要評価項目を達成しました。経口抗ウイルス薬がCOVID-19の発症抑制効果を示した世界初の臨床試験であり、この結果に基づき、日本ではCOVID-19の予防に関する効能・効果追加申請を行いました。グローバルでの申請については、本試験結果と、これまでに実施した臨床試験の結果を踏まえて、各規制当局と協議を進めています。なお、米国においては、先行してCOVID-19の予防を適応として、ローリング・サブミッション(段階的申請)を開始しました。
コブゴーズ筋注	COVID-19 予防ワクチン (起源株1価)	これまで主に使用されてきたmRNAワクチンとは異なり、長年にわたり国内外で広く使用され、その有効性と長期的な安全性が実証された技術を基盤とする組み換えタンパクワクチンです。当期は、SHIONOGI初のワクチンとして、初回免疫における国内製造販売承認を取得しました。
S-337395	抗RSウイルス薬	経口の新規RSウイルス感染症治療薬です。現時点ではRSウイルスに対する有効な抗ウイルス薬が存在しないため、新たな治療選択肢として期待されています。当期は、Phase 2試験(ヒトチャレンジ試験)において、主要評価項目を達成し、後期臨床試験の開始に向け進展させることができました。
ズラノロン	抗うつ薬	既存薬とは異なる新規の作用機序を有する抗うつ薬で、1日1回14日間の経口投与により、効果を発揮する薬剤です。当期は、Phase 3試験において、プラセボ群に対して、統計学的に有意なうつ症状の改善や即効性、良好な忍容性を確認し、国内での製造販売承認申請を実施しました。
S-606001	ポンペ病治療薬	低分子の経口ポンペ病治療薬候補です。ポンペ病は世界での患者数が5万人ほどと推定されている希少疾患で、既存治療では満たすことができないアンメットニーズが残されていることから、本剤は、新たな治療選択肢として期待されています。当期は、国内Phase 1試験を進展させました。
SASS-001	睡眠時無呼吸 症候群	睡眠障害に卓越した専門性を持つApnimed社と共同で開発を進める、 経口の治療薬候補です。当期はPhase 2試験を開始しました。
エンデバーライド	ADHD治療用 アプリ	小児のADHD患者を対象とした治療用アプリです。当期は、国内 Phase 3試験の良好な結果に基づき、国内での製造販売承認を取得し ました。

<sup>※</sup> 本資料では、製造販売承認を取得した日本においては製品名の「ゾコーバ」、臨床試験を展開するグローバルにおいては一般名の「エンシトレルビル」で表記しています。

# 7 研究開発 ーパイプラインー

# 感染症

パイプラインの状況(2025年3月31日現在)

非臨床		Phase2	Pha	se3	申請
<b>S-567123</b> COVID-19の予防ワクチン (ユニパーサルワクチン)	<b>S-743229</b> AMR(複雑性尿路感染症)	<b>S-337395</b> RSウイルス感染症	<b>セフィデロコル</b> AMR(グラム陰性菌感染症) (小児)	エンシトレルビル COVID-19の治療薬 (小児6-11歳)	エンシトレルビル COVID-19の治療薬
<b>S-872600</b> インフルエンザの予防ワクチン (経鼻)	<b>S-649228</b> AMR(グラム陰性菌感染症)	<b>S-892216</b> COVID-19の治療薬 (経口)	<b>S-268023</b> COVID-19の予防ワクチン (XBB 1.5)	<b>Olorofim</b> 侵襲性アスペルギルス症	エンシトレルビル COVID-19の予防薬
<b>S-875670</b> COVID-19の予防ワクチン (経鼻)			<b>S-268019</b> COVID-19の予防ワクチン (青少年・学童)	<b>S-268024</b> COVID-19の予防ワクチン (JN.1)	<b>バロキサビル</b> インフルエンザウイルス感染症 (顆粒剤、20kg未満)
<b>S-540956</b> 核酸アジュバント					<b>セフィデロコル</b> AMR(グラム陰性菌感染症)
S-554110 非結核性抗酸菌感染症					バロキサビル
<b>S-892216</b> COVID-19の暴霧前予防薬		アウトライセンス			インフルエンザウイルス感染症 (小児、1歳未満)
(長時間作用型注射剤)		S-365598			<b>バロキサビル</b> インフルエンザウイルス感染症
<b>S-917091</b> HIV感染症		HIV感染症			(伝播抑制)

# 社会的影響度の高いQOL疾患

非臨床	Phase1	Pha	ise2	Phase3	申請
<b>S-540956</b> 核酸アジュバント	S-151128 慢性疼痛	<b>S-309309</b> 肥満症	レダセムチド*3 急性期脳梗塞	Resiniferatoxin [GRT7039] 変形性膝関節症に伴う疼痛	<b>ズラノロン</b> うつ病・うつ状態
S-109802 脳卒中後上肢·下肢痙縮	<b>S-588210</b> 固形がん	<b>S-531011*</b> <sup>1</sup> 固形がん	レダセムチド 栄養障害型表皮水疱症	Zatolmilast*5 脆弱X症候群	
<b>S-898270</b> 認知症	S-740792 多発性硬化症に伴う歩行障害	Rizmoic*2 オピオイド誘発性便秘症 (小児)	<b>Zatolmilast</b> アルツハイマー型認知症	<b>S-588410</b> 食道がん	
	<b>S-606001</b> ポンペ病	<b>S-588410</b> 膀胱がん	<b>ADR-001*4</b> 非代價性肝硬変	<b>SR-0379</b> 皮膚潰瘍	
		<b>S-488210</b> 頭頸部がん	S-222611 [Epertinib] 悪性腫瘍	ナルデメジン オピオイド誘発性便秘症	
		<b>Zatolmilast</b> Jordan症候群	SASS-001 (S-600918+併用薬X) 睡眠時無呼吸症候群	SDS-881 認知症の認知機能 (検査用AIプログラム医療機器)	
			<b>S-723595</b> 2型糖尿病	アウトライセンス	

<sup>\*1</sup> Phase 1b/2実施中 \*2,4 Phase 1/2実施中 \*3 Phase 2b実施中 \*5 Phase 2b/3実施中

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	90百万円	100.0%	医薬品製造および製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	10百万円	100.0%	一般用医薬品の製造販売
Shionogi Inc.	12米ドル	100.0%	医薬品の開発および製造販売
Shionogi B.V.	630千英国ポンド	100.0%	医薬品の開発および製造販売
塩野義(香港)商業有限公司	361,794千香港ドル	100.0%	医薬品の販売
塩野義有限公司	1,061,224千中国元	100.0%	医薬品の開発および製造販売

- (注) 1. 2025年1月9日付で平安塩野義(香港)有限公司の全株式を取得し、完全子会社化するとともに、塩野義(香港)商業有限公司に社名を変更しております。また、シオノギヘルスケア株式会社(塩野義(香港)商業有限公司の100%子会社)についても、出資比率が100%となっております。
  - 2. 2025年3月31日付で平安塩野義(中国)有限公司の全株式を取得し、完全子会社化しております。また、2025年4月1日付で、塩野義有限公司に社名を変更しております。

### (3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資については、研究設備や生産設備を中心とした投資を行い、その総額は123億円となっています。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 財務戦略と株主還元方針

### 財務戦略

SHIONOGIは、「感染症領域を中心としたグローバルでのトップライン成長」と「積極投資による成長ドライバーの育成」に向け、必要な財源基盤を整備しています。2023~2025年度の3年間で3,000億円規模の研究開発費を投入するほか、M&Aや導入等の事業投資も、価値に見合う案件については、金額規模にとらわれずに実施していく方針です。

### 株主環元方針

SHIONOGIは、成長投資と株主還元のバランスを図り、企業価値の最大化と、中長期的な利益成長を株主の皆さまにも実感いただける株主還元施策の実施を基本としています。STS2030 Revisionでは、2025年度末の財務KPIとしてDOE(親会社所有者帰属持分配当率)4%、EPS(基本的1株当たり当期利益)200円以上\*、ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)14%以上を掲げています。

※ 株式3分割後の数値で計算して記載



- \*1 2023年度末手元資金(運転資本除く)約4,000億円 + 「3年間の営業CF(研究開発費控除前)」
- \*2 設備投資 (システム投資含む)、事業投資等

### (6) 2024年度の株主還元

株主の皆さまへの還元として、1株当たりの配当金を中間配当で28円、期末配当で33円を予定し、年間で13期連続の増配となる61円を予定しています。また、投資単位当たりの金額を引き下げることで、当社株式の流動性を高め、多くの方に投資していただきやすくなることを目的に、2024年10月1日付で株主さまの所有する普通株式を1株につき3株の割合で株式分割を行いました。

#### 企業価値の成長に応じた2つの株主環元施策

### 配当金の連続増配を予定

- ・成長に応じて1株当たりの期末配当金は33円(分割前99円)を予定
- ・中長期的に利益成長をともに実感いただけるよう 年間では13期連続増配を予定

### 普诵株式の3分割を実施

・株式分割による株式の流動性の向上と、投資単位 当たりの金額を引き下げることで多くの方に投資 いただくことを目的に株式の3分割を実施



当社は2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。2012年度の期初に 当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金、自己株式の消却数を算出して記載しております。 (金額については、小数第1位を四捨五入した金額を記載しております。)

※1 2020年3月30日決議、4月6日消却 ※2 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却

### (7) 対処すべき課題

### ◆中期経営計画 STS Phase 2達成に向けて

2025年度は、2023年6月にスタートした中期経営計画Shionogi Transformation Strategy 2030 Revision (STS2030 Revision) におけるSTS Phase 2 (2023年度~2025年度) の最終年度にあたります。STS Phase 2の成長性指標として掲げた、「売上収益」、「海外売上高CAGR」、「EBITDA」の目標を達成し、STS Phase 3へ向かうために、2025年度は非常に重要な1年だと認識しております。SHIONOGIのビジネスの根幹である3本柱の成長だけではなく、積極投資による成長領域のビジネス拡大を加速することで、この目標達成を目指してまいります。



### ◆3本柱の成長

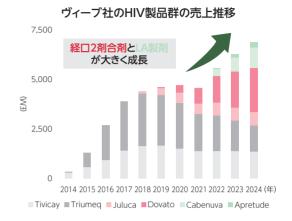
STS2030 Revisionでは、2030年Vision実現に向けて、①HIV事業、②急性呼吸器感染症事業、③新製品/新規事業の3つを成長の柱としています。2024年度に、それぞれの事業は力強い成長を実現しました。STS Phase 2の最終年度である2025年度は、STS Phase 3に向けた弾みとすべく、成長をより加速させてまいります。



### ■ ①HIV事業

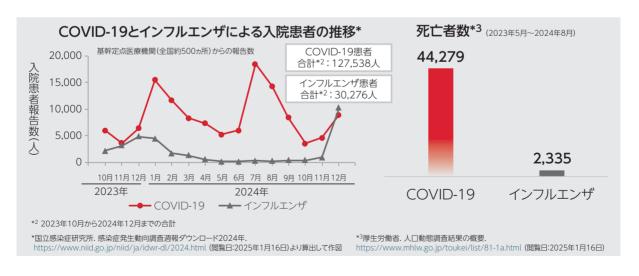
SHIONOGIが創製したインテグラーゼ阻害剤ドルテグラビルを含む経口2剤合剤(右図:赤色)であるDovatoおよびJulucaの堅調な成長に加え、同じくSHIONOGIが創製したインテグラーゼ阻害剤カボテグラビルを含むLA製剤(右図:緑色)であるHIV治療薬CabenuvaおよびHIV予防薬Apretudeが力強く成長をしていることから、ヴィーブ社の売上は過去最高を達成しています。この成長は今後も続くと想定しており、2025年は一桁台半ばの成長を予想しております。

また、今後のさらなる成長をけん引することが期待される4ヵ月に1回、6ヵ月に1回の投与で治療および予防が完結する超長時間作用型製剤の開発も順調な進展を見せていることから、HIV事業の成長は継続していくと考えています。



### ■ ②急性呼吸器感染症事業

COVID-19はインフルエンザと比較して入院者数は約4倍、死亡者数は約20倍多く、危険性の高い疾患であるにも関わらず、COVID-19の治療率(陽性者に対する抗ウイルス薬の使用率)はおおよそ10~15%ほどであり、インフルエンザの治療率約80%と比較して非常に低い水準であるのが現状です。SHIONOGIは感染症のリーディングカンパニーとして、人々の健康を守るため、COVID-19の治療率向上に取り組むことが責務だと考えています。引き続き、2025年度も疾患啓発や治療薬を受け取る際の患者さまの自己負担の軽減につながる各種取り組みを進めてまいります。また、SHIONOGIが創製したCOVID-19治療薬ゾコーバのグローバルへの展開に向けて、引き続き、本剤の開発に取り組んでまいります。



### ■ ③新製品/新規事業

2025年度は、国内において 2024年度に発売を開始したク ービビックについて、さらなま 浸透を目指して販売を進めて小ります。さらに、新しく小児 期における注意欠如多動症を別 応疾患として承認を取得したと ンデバーライド、抗うつズ で製造販売承認申請中のズ、準備 を進めてまいります。

既存品の価値最大化と新製品 の市場投入によって、主力の感 染症事業とともに、新たな疾患 領域においても、成長を実現し てまいります。



不眠症領域で "ベストインクラス"の治療薬へ

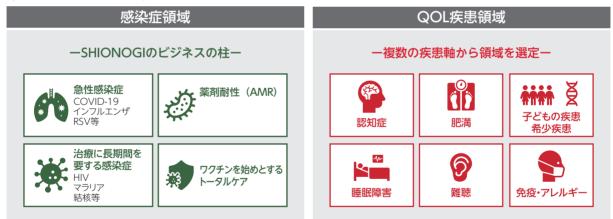


"即効性"と"利便性"という アンメットニーズを満たす特徴



小児のADHD患者を対象とした日本初の治療用アプリ

### ◆SHIONOGIのR&D戦略について



SHIONOGIにおいて、感染症はビジネスの柱となる重要な領域であり、HIV事業や、ゾフルーザ・ゾコーバなどの急性呼吸器感染症事業において、大きく成長をしてきました。今後、QOL疾患領域においても感染症事業で成功したようにフランチャイズ候補を選定すべく、様々な疾患について研究を推進しています。現在、研究力の強化や臨床試験の成功確率を高めるために、各疾患で高い技術力とノウハウを有する様々な企業と連携して、研究開発を進めております。

### (8) 財産および損益の状況の推移

# ①企業集団の財産および損益の状況の推移 【IFRS】

		区分			2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期 (当期)
売	上		収	益	百万円 297,177	百万円 335,138	百万円 426,684	百万円 435,081	百万円 438,268
営	業		利	益	百万円 117,438	百万円 110,312	百万円 149,003	百万円 153,310	百万円 156,603
税	引	前	利	益	百万円 143,018	百万円 126,268	百万円 220,332	百万円 198,283	百万円 200,750
親会	親会社の所有者に帰属する当期利益				百万円 111,858	百万円 114,185	百万円 184,965	百万円 162,030	百万円 170,435
研	究	開	発	費	百万円 54,249	百万円 72,996	百万円 102,392	百万円 102,640	百万円 108,612
資	産		合	計	百万円 998,992	百万円 1,150,601	百万円 1,311,800	百万円 1,416,918	百万円 1,535,349
資	本		合	計	百万円 864,550	百万円 993,285	百万円 1,121,878	百万円 1,252,562	百万円 1,362,497
基本	的1株	当た	り当期	利益	円 銭 121.68	円 銭 126.25	円 銭 207.10	円 銭 186.17	円 300.36
1株	当たり親	会社原	听有者帰属	属持分	円 銭 935.56	円 銭 1,078.74	円 銭 1,245.92	円 銭 1,452.22	円 銭 1,600.68
1 株 当 た り 配 当 金					円 銭 36.00	円 銭 38.33	円 銭 45.00	円 銭 53.33	円 銭 61.33
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)					% 13.9	% 12.5	% 17.8	% 13.9	% 13.1
	社所有 (OE)	者帰原	属持分配	当率	% 4.1	% 3.8	% 3.9	% 4.0	% 4.0

- (注) 1. 当期の1株当たり配当金および親会社所有者帰属持分配当率は、第160回定時株主総会において、第1号議案が原案どおり 承認可決された場合の金額および数値を記載しております。
  - 2. 第158期において、当社はシオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に当社株式9百万株を処分しておりますが、当該当社株式を自己株式として処理しています。そのため、第158期以降の基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、当該株式数を控除しております。
  - 3. 第159期の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。
  - 4. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第156期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分および1株当たり配当金を算定しております。

# ②当社の財産および損益の状況の推移 【日本基準】

		区分	,		2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期 (当期)
売		上		高	百万円 260,986	百万円 285,948	百万円 369,499	百万円 345,761	百万円 363,309
営	業		利	益	百万円 76,192	百万円 95,969	百万円 133,274	百万円 108,978	百万円 114,356
経	常		利	益	百万円 81,714	百万円 100,892	百万円 134,998	百万円 258,621	百万円 109,143
当	期	純	利	益	百万円 32,181	百万円 90,264	百万円 107,367	百万円 253,060	百万円 86,927
総		資		産	百万円 617,123	百万円 730,120	百万円 768,120	百万円 840,570	百万円 941,227
純		資		産	百万円 536,405	百万円 590,430	百万円 612,890	百万円 749,494	百万円 791,825
1 核	朱当 た	り当	角期 純	利益	円 銭 35.01	円 銭 99.80	円 銭 119.51	円 銭 287.79	円 銭 101.12
1 1	株当た	- 1)	純資原	産 額	円 銭 592.83	円 銭 652.53	円 銭 686.88	円 銭 871.75	円 銭 920.78

<sup>(</sup>注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第156期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

# (9) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の研究開発、製造および販売を主要な事業としております。

### (10) 企業集団の主要な事業所

		名称	所在地	
国内	本店・支店	本店	大阪府大阪市	
		東京支店	東京都千代田区	
	事業所	淀屋橋オフィス	大阪府大阪市	
		医薬事業本部オフィス	大阪府大阪市	
	研究所	医薬研究センター	大阪府豊中市	
		CMCイノベーションセンター	兵庫県尼崎市	
	工場(注)2	摂津工場	大阪府摂津市	
		金ケ崎工場	岩手県胆沢郡	
		徳島工場	徳島県徳島市	
		伊丹工場	兵庫県伊丹市	
海外(注)2		Shionogi Inc.	米国ニュージャージー州	
		Shionogi B.V.	オランダアムステルダム	
		塩野義(香港)商業有限公司	中華人民共和国香港特別行政区	
		塩野義有限公司	中華人民共和国上海市	

- (注) 1. 上記のほか、国内主要都市に営業所等を設けております。
  - 2. 子会社における拠点であります。
  - 3. 2025年1月9日付で平安塩野義(香港)有限公司の全株式を取得し、完全子会社化するとともに、塩野義(香港)商業有限公司に社名を変更しております。
  - 4. 2025年3月31日付で平安塩野義(中国)有限公司の全株式を取得し、完全子会社化しております。また、2025年4月1日をもって、塩野義有限公司に社名を変更しております。

# (11) 企業集団の従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減		
4,955名	(減)	4名	

<sup>(</sup>注) 従業員数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時雇用人員を除いております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末上	<b>北増減</b>	平均年令	平均勤続年数	
2,129名	(増)	12名	41.5才	15.2年	

# (12) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項

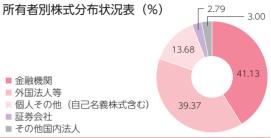
①発行可能株式総数 3,000,000,000株

②発行済株式の総数 889,632,195株

(自己株式29,944,777株を含む。)

③株主数 74,799名

④大株主(上位10名)



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,859	18.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	68,030	7.91
住友生命保険相互会社	55,812	6.49
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	28,455	3.30
日本生命保険相互会社	25,227	2.93
BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED-PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITED	19,068	2.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,474	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,083	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385781	10,983	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	10,631	1.23

- (注) 1. 当社は自己株式29,944,777株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)の中には含めておりません。
  - 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式29,944,777株を控除した859,687,418株に対する割合として算出しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	67,500	2
社外取締役	_	_
監査役	_	_

<sup>(</sup>注) 当社は2024年10月1日付を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しております。

### ⑥その他株式に関する重要な状況

当社は、2024年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を行いました。

株式分割の目的 : 投資単位当たりの金額を引き下げることによ

り、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大

を図ることを目的としております。

株式分割の内容 : 2024年9月30日を基準日として、同日最終の

株主名簿に記載された株主の所有する普通株式 を、1株につき3株の割合をもって分割いたし

ました。

株式分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数 : 296,544,065株② 今回の分割により増加する株式数 : 593,088,130株③ 株式分割後の発行済株式総数 : 889,632,195株

④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 3.000.000.000株

株式分割の日程

基準日: 2024年9月30日効力発生日: 2024年10月1日

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

# ①当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 1個当たり の発行価格	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月11日)	2011年 6月24日	252個	当社普通株式 75,600株	113,000円	300円	2011年7月12日から 2041年7月11日まで	127個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月12日)	2012年 6月27日	316個	当社普通株式 94,800株	91,700円	300円	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	213個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月11日)	2013年 6月26日	172個	当社普通株式 51,600株	193,100円	300円	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	115個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月10日)	2014年 6月25日	178個	当社普通株式 53,400株	190,000円	300円	2014年7月11日から 2044年7月10日まで	124個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月9日)	2015年 6月24日	99個	当社普通株式 29,700株	455,400円	300円	2015年7月10日から 2045年7月9日まで	62個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月8日)	2016年 6月23日	85個	当社普通株式 25,500株	525,700円	300円	2016年7月9日から 2046年7月8日まで	53個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権 (2017年7月7日)	2017年 6月22日	85個	当社普通株式 25,500株	574,200円	300円	2017年7月8日から 2047年7月7日まで	53個 (2名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり300株であります。
  - 2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。なお、新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の公正価額相当額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺しております。
  - 3. 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日 目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
  - 4. 取締役の保有状況のうち、2011年度から2014年度の各新株予約権については、取締役1名が取締役就任前に執行役員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。
  - 5. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
  - 6. 当社は2024年10月1日付を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しております。

# ②当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等(2025年3月31日現在)

会社における地位		氏	名		担当および重要な兼職状況
代表取締役会長兼社長 CEO	手代	沐		功	株式会社三井住友銀行社外取締役 AGC株式会社社外取締役 株式会社日本取引所グループ社外取締役
取締役副会長	澤	$\blacksquare$	拓	子	コニカミノルタ株式会社社外取締役
取締役	安	藤	圭	_	株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取締役	尾	崎		裕	株式会社ロイヤルホテル社外取締役 広島ガス株式会社社外取締役
取締役	髙	槻		史	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 三共生興株式会社社外監査役 ダイキン工業株式会社社外監査役
取締役	藤	原	崇	起	
常勤監査役	岡	本		旦	
常勤監査役	岸	$\blacksquare$	哲	行	
監査役	藤	沼	亜	起	学校法人千葉学園監事
監査役	奥	原	主	_	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長
監査役	後	藤	順	子	株式会社三井住友銀行社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 髙槻史および取締役 藤原崇起は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原主一および監査役 後藤順子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 髙槻史および取締役 藤原崇起は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
  - 4. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原主一および監査役 後藤順子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
  - 5. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原主一および監査役 後藤順子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する 相当程度の知見を有するものであります。
  - 6. 責任限定契約の内容の概要 当社は、各社外取締役および各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する ときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。
  - 7. 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被 保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間 中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等(ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます)を当該 保険契約により塡補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
  - 8. 当事業年度中に退任した役員 監査役 加藤 育雄(2024年6月20日 退任:任期満了のため)

### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与および2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬(中期業績連動型、長期型)で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(投資枠を除いた営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合的業績評価)を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. SHIONOGIグループの現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Revision(2023~2030年度)のうちPhase 2の2023~2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位(相対TSR)を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合(100%~0%)を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬および賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価および決定が適切であると考えることから、代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役会に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、より業績を重視し株主さまの視点に立つよう、2021年度から中期業績連動株式報酬テーブルの改定を実施した結果、KPI100%達成を前提として、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等はほぼ1:1:1となるよう制度設計しております。(注)業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、当期利益目標の達成状況や株式報酬における株価の影響もあり、37%程度となっております。取締役会は、取締役会および報酬諮問委員会における審議や報告等を通じて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであることを確認しております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

当社の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバー7名の過半数を社外取締役が占め、社外取締役が議長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議しております。

区分	人員数	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	6 (4)	240 (84)	136 (-)	134 (-)	511 (84)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	135 (60)	_ (-)	_ (-)	135 (60)
計	12	376	136	134	647

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内(2018年6月20日定時株主総会決議:当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は3名です))、監査役は年額170百万円以内(2019年6月18日 定時株主総会決議:当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です)です。
  - 2. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
  - 3. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

## <取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等(金銭報酬としての賞与)および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に 関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益ならびに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に運動する中期業績運動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Revision (2023~2030年度) のうちPhase 2の2023~2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合 (100%~0%) を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位 (相対TSR) を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して、総体的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(5. の委任を受けた代表取締役)は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度などの内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等=1:1:1とする (KPIを100%達成の場合)。

(注) 業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役会に答申し決議を受けるとともに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の 割当株式数を決議する。

報酬諮問委員会は7名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議する。

## (3) 社外役員に関する事項

## ①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤圭一 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を 認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うこと を役割として期待する中、取締役会におきまして、議長として議案の適時 性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源の有効活用にも配慮し、予算立 案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの 質問や意見を出され、的確に助言いただいております。
取締役	尾 崎 裕 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、新規事業投資や事業提携も含めたビジネス展開、ITも含めたリスクマネジメントに関する的確な質問や助言を多くいただいております。
取締役	髙 槻 史 取締役会出席状況 13/13回(100%)	国際企業法務に携われてきた弁護士の立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を活かし、当社の果たすべき企業責任を認識し、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問をいただくとともに、知的財産やコンプライアンスに関しても的確に助言いただいております。
取締役	藤原 崇 起 取締役会出席状況 13/13回(100%)	関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に人材マネジメントやリスクマネジメント、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
監査役	藤 沼 亜 起 取締役会出席状況 13/13回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	財務・会計の高度な専門性やサステイナビリティに係る環境変化を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に財務・会計やサステイナビリティ、コンプライアンスの視点から的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	奥原主一 取締役会出席状況 13/13回(100%) 監査役会出席状況 11/11回(100%)	変化の激しいビジネス環境への適応や財務・会計の高度な専門性を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主にヘルスケア産業全般における投資やM&A、資本コストなどについて的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	後藤順子	財務・会計の高度な専門性や企業のボード議長としての豊富な経営経験や幅広い識見により、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に海外ビジネス展開やM&A、資金運用やコンプライアンスについて的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況	
	13/13回 (100%)	
	監査役会出席状況	
	11/11回 (100%)	

### ②重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社椿本チエインおよび株式会社ダイヘンと当社 との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルおよび広島ガス株式会社と当社 との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 髙槻史がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。また、社外監査役を務める三共生興株式会社およびダイキン工業株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 奥原主一が代表取締役会長を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間 に、記載すべき関係はありません。

監査役 後藤順子が社外取締役を務める株式会社三井住友銀行と当社との間に、記載すべき関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
  - 119百万円
- ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

119百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。
  - 2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画(方針、項目、チーム体制、予定時間、前期からの変更点等)および報酬見積額の説明を受け、前期の計画と実績・報酬額・時間当たり報酬単価等との比較に加え、社内関係部門の見解を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し同意を行っております。
  - 3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に照らして、職務遂行の適正性が確保されないと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の不再任の決定を行う方針です。

## (4) 監査役会が会計監査人を不再任としなかった理由

監査役会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるとともに、説明を求め、監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき適切なプロセスを経て、厳正に評価を実施し協議いたしました。その結果、再任を相当とする監査役会の決議に至りましたが、引き続き、会計監査人の業務管理体制を監視してまいります。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の 業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための 体制

## (1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」)に基づく当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において取締役会(社外取締役 4名を含む 6名により構成)は、13回開催され、 法令・定款に則り経営判断を要する重要事項に関して適切な意思決定を行うとともに、監査役 5 名は取締役の職務執行の監査に努めました。

当社は、経営の執行、監督の役割を明確にし、機動的かつ柔軟に業務を行うため取締役会におけるモニタリング機能を充足させています。業務執行にあたっては執行役員制度を導入しており、業務に係る重要事項は、定期的(毎週)に開催される社内の取締役、常勤監査役および業務執行の責任者にて構成される経営会議の審議を踏まえて、取締役会において適法かつ効率的な意思決定を行っております。さらには、業務執行部門および主要なグループ会社の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告することにより、執行の監督にも努めております。

当社の意思決定プロセスの一環として、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク(攻めのリスク、事業機会)とマイナスのリスク(守りのリスク)を一体として捉え、ビジネスリスクの大きさに基づく意思決定レベルの基準を設定し、成果の最大化に向けた職務の執行に努めております。さらには、中期経営計画「STS2030 Revision」の達成に向けて、高度な意思決定と効率的な業務執行力を有する組織へと自らを変化させることが重要と考え、業務執行に関する責任の所在をより明確にし、かつ関連本部間の連携を強化するため、代表取締役から負託を受けた業務執行責任者が主要なバリューチェーンごとに管掌するガバナンス体制に2022年度より変更しております。

政策保有株式の状況および企業年金の運用状況については、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に従い、取締役会へ定期的に報告され検証しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、計画に基づき内部統制評価を実施し、必要な改善を促しております。

情報の保存・管理については、「SHIONOGIグループ 情報管理ポリシー」に基づき情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録を含め、法令・規則等に従い適切に保存・管理しておりま

す。

## ②コンプライアンスに関する事項

当社は、「SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令 遵守と倫理的行動を確保するため、代表取締役自らが四半期ごとに全従業員に発信しているメッセージにおいて企業倫理の重要性について繰り返し言及することにより、当社グループ役職員のコンプライアンスの徹底に努めております。また、コンプライアンス委員会(委員長:代表取締役)は、四半期ごとにコンプライアンス上の課題等について協議し、定期的にコンプライアンス教育、ハラスメント教育を行うなど、各業務執行部門におけるコンプライアンスの活動を支援しております。さらには、より業務に密着した事象に関してバリューチェーンごとにもコンプライアンス委員会を開催する体制を取っております。コンプライアンス委員会の活動状況については、取締役会に年2回定期的に報告を行うことにより取締役による監督を行い、コンプライアンス体制を強化しております。経営に大きな影響を及ぼしかねない重大事例が発生した場合には経営会議および取締役会へ直ちに報告した上で対策の妥当性について検討し、経営者自らがその実施に責任を持ちます。また、その対策の実施状況を取締役会へ適官報告します。

加えまして、内部統制システムの実効性を検証するため、内部監査を担う内部統制部によるモニタリング活動を継続するとともに、内部通報制度として内部通報窓口をコンプライアンス部および外部弁護士事務所に設置すると共に、ハラスメント相談窓口および時間外労働相談窓口を会社内ならびに労働組合内に設置しており、コンプライアンス違反、ハラスメントおよび過重労働の未然防止、早期発見および再発防止に努めております。

## ③リスク管理に関する事項

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の 創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災 害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを 統括する全社的リスクマネジメント(Enterprise Risk Management)体制を経営戦略・経営 基盤の重要な仕組みとして構築しております。本体制においては当社およびグループ会社の各組 織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本とし ています。

特に経営に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営会議および取締役会にて特定し、リスクへ対応する責任管掌を明確にしています。責任管掌は、関連組織と連携を図りながら対応計画の立案・推進を行い、経営会議はその進捗状況をモニタリングしています。

また、管掌は自管掌下におけるリスクをモニタリングし、リスクの影響度や発生可能性を勘案した上で、必要に応じて経営会議でモニタリングするリスクへの組み込みを提案する責務を負っ

ています。この管掌を中心としたリスク管理体制を取ることで、期中においても迅速かつ柔軟に 課題の抽出、対応策の立案を行っております。

クライシスマネジメントについては、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを可能な限り早期に克服することを目指しております。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しております。

これらの活動に対する進捗状況は定期的に取締役会へ報告されており、社内外役員からの意見や助言を取り組みに反映することで、実効性を確保する体制を構築しています。また、内部統制部は、社内の様々なリスク管理の状況について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

## ④グループ会社管理体制に関する事項

「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づき、当社各部門がグループ会社の事業運営について管理・支援を行うほか、当社から取締役・監査役を派遣し、職務執行を監督、監査しております。グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、グループ会社に当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章を周知徹底するとともに、統括管理する総務部を中心にグループ会社役員への教育を行うなど、適正なグループ会社経営を推進し、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務執行の適正性・有効性を確認しております。

## ⑤監査役の職務執行に関する事項

監査役は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手し、代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人および内部統制部と緊密に連携する体制を整備しており、監査の実効性を確保しております。また、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人を複数選任し、監査役の指揮命令下において監査役会による会計監査人評価等の監査役の職務遂行に必要な事項を補助いたしました。

さらには、常勤監査役が主宰する「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、グループ会 社毎の経営状況に関する意見交換などを通じて、グループ全体の監査状況を確認するとともに、 監査の実効性を確保しております。

当事業年度において監査役会は11回開催され、経営の妥当性・効率性、コンプライアンス、リスク管理および内部統制の実効性に関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言がなされました。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2025年4月24日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「SHIONOGIの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための 体制を整備・運用いたします。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、常に顧客、社会、株主、従業員の4つのステークホルダーの立場をふまえ社会の期待に 応えるため透明で適正な経営を推進します。

そのために、会社の経営理念として定めた「SHIONOGIの基本方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」の徹底を図ることで企業の存在意義を浸透させるとともに、企業倫理に関しては社会人として恥じることのない行動を重視しています。さらには、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会において、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進しています。

また、反社会的勢力に対しては、「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

コーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の機関設計のもとに過半数の社外取締役で構成する取締役会を設け、株主をはじめとするステークホルダーの要請に基づく客観的な視点をも踏まえた大局的な経営判断を実行します。なお、任意の機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。こうした体制のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを念頭に、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を制定し、最良のコーポレート・ガバナンスの実現に向けて実践しています。具体的な職務の執行においては、透明性およびトレーサビリティを確保するため組織長決裁から取締役会決議に至る意思決定と進捗およびその結果を追跡するプロセスを確立し、実態を検証することにより、職務の公正・迅速・果断な実行を推進しています。

取締役会は、モニタリングボードとしての機能を充足するため、経営に関する重要事項について取締役会規則に則り多角的な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、職務の執行状況をタイムリーに把握、監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ります。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、専門知識に基づき透明性の高い経営に貢献します。代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、内部統制の有効性について適切に評価・報告を行います。

監査では、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力します。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し企業秘密、機密情報、知的財産等の情報資産を中心として適切に管理・運用するためのポリシーや手順を設け、情報資産へのアクセス制限や暗号化を実施するなど利活用の厳格化と保護に努めています。また、情報資産の電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする決裁情報等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント (Enterprise Risk Management) 体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとします。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。全社リスク管理機能は、経営会議および取締役会に対して、年間の全社的リスクマネジメント計画について期初に活動案を提示し承認を得るとともに、その対応状況等のモニタリングを行っています。また、必要に応じて適宜その進捗を報告し、フィードバックを基に更なる課題の抽出と改善に向けた活動を推進します。

クライシスリスク管理については、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することに努めます。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しています。

なお、内部統制部(内部監査部門)は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証・評価を 実施しています。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しています。職務の執行に関する重要事項については、定期的(毎週)に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行います。

取締役会の決議および経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、 職務権限規則、業務分掌規則に則り適切な者がその権限と責任の範囲において、職務の執行を円滑に実施す る手続きを行います。

当社における職務の執行は、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク(攻めのリスク、事業機会)とマイナスのリスク(守りのリスク)を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、機会を逸することのないように留意します。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心に、「SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進します。

コンプライアンス委員会の事務局を法務・コンプライアンス部に置き、コンプライアンス教育およびハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンスおよびハラスメントなどに対するリスク管理を支援します。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見および再発防止に努めます。

#### 6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の 基本方針、SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクトの周知を行います。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章、経営計画等の実現に向け、「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成します。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進します。

グループ各社の業務執行については、事業部門並びに管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、コーポレートガバナンス部が統括管理部門として全体管理を行います。

また、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するとともに、経理財務部員および内部統制部員をグループ各社の監査役として派遣し監査を実施します。

# 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置します。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とします。監査 役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員および使用人に周知徹底し ます。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の 実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築します。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができます。なお、取締役あるいは業務執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告します。監査役への報告を行った当社およびグループ会社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証します。

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施および助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高めます。

また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、各グループ会社の経営状況や監査状況に関する意見交換を行います。

## 7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

## 訴訟

- ・当社は、2021年8月、ブラジルにおいてドルテグラビルナトリウム(日本販売名:テビケイ)のPartnership for Productive Development (PDP) を取得したBlanver S.A.および Lafepeに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびGlaxoSmithKline Brazil Ltda.と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの物質の特許権に基づき、特許 侵害訴訟を提起いたしました。
- ・当社は、2023年2月、米国においてバロキサビルマルボキシル(販売名: XOFLUZA)の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの物質特許等のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。
- ・当社は、2024年1月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム(販売名:TIVICAY)の 後発品申請を行ったPHARMASCIENCE INC.に対し、ViiV Healthcare Companyおよび ViiV Healthcare ULCと共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラ ビルナトリウムの物質特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵 害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました。
- ・当社は、2024年4月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム、アバカビル硫酸塩及びラミブジンの配合剤(販売名:TRIUMEQ)の後発品申請を行ったJAMP PHARMA CORPORATIONに対し、VIIV HEALTHCARE COMPANY及びVIIV HEALTHCARE ULCと共同で、当社がVIIV HEALTHCARE COMPANYと共有するドルテグラビルナトリウムの物質特許及びVIIV HEALTHCARE COMPANYが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました

- ・当社は、2024年5月、米国においてドルテグラビルナトリウム(販売名: TIVICAY)の後発品申請を行ったHetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。
- ・当社は、2024年6月、米国においてドルテグラビルナトリウム(販売名: TRIUMEQ)の後発品申請を行ったHetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limitedに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare UK (No.3) Limited と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。
- ・当社は、2024年8月、米国においてドルテグラビルナトリウム(販売名: DOVATO)の後発品申請を行った Hetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limited に対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare UK (No.3) Limited と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶及びViiV Healthcare Companyが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤の特許権に基づき、上記後発品申請に基づく FDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。
- ・当社は、2024年10月、米国においてバロキサビルマルボキシル(販売名: XOFLUZA)の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの製剤(錠剤)特許のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部 (内部監査部門) その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の 方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 2025年5月9日

## 塩野義製薬株式会社 監査役会

